

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。
奨学金の貸与が終わるまで大切に保管してください。

2025年度

貸与奨学生のしおり(読替用)

第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)

奨学金の貸与が始まってから終了するまでの手続きや、
返還にあたっての注意などを記載しています。



JASSO

はばたく翼、ささえる掌

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

URL:<https://www.jasso.go.jp/>

奨学生のしおり対応表（第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）採用者向け）

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の採用者の方は、「2025年度貸与奨学生のしおり」から一部内容を読み替えていただく必要があります。以下の対応表を基に、各資料の該当ページを確認してください。

2025年度貸与奨学生のしおり 目次		第一種奨学金 （海外大学院学位取得型対象） の採用者の方が読むページ	
		資料名	
		貸与奨学生の しおり	本資料
本冊子の中で 特に重要な項目		-	P1～P4
はじめに	1. 貸与奨学金制度	-	P5
	2. 貸与奨学生としての心構え	-	P5
	3. 注意事項	-	P6
第一部 貸与奨学金に 関わる制度	1. 保証制度	-	P7～P8
	2. 返還方式	-	P9～P12
	3. 入学時特別増額貸与奨学金に係る利率の算定方法	-	P13
第二部 貸与中の手続き	図解 1〈奨学生採用から貸与終了まで〉	-	P14
	1. 奨学生証	-	P15～P16
	2. 返還誓約書	-	P17～P34
	3. マイナンバーの提出	-	P35
	4. 奨学金の振込み	-	P36～P37
	5. 奨学金の貸与月額の変更等	-	P38～P39
	6. 貸与中の異動（身分の異動、振込条件の変更）	-	P40～P46
	7. 貸与額通知（年に1度の借入金額等の確認）	-	P47～P48
	8. 奨学金継続願（年1回）	-	P49～P50
	9. 適格認定（奨学生としての適格性の確認）	-	P51～P52
	10. 進学する場合	対象なし	
	11. 特に優れた業績による返還免除	-	P53～P54
	12. 貸与終了時の手続き	-	P55～P57
第三部 返還	図解 2〈貸与終了から返還完了まで〉	-	P58
	1. 奨学金の返還	P74～P81	
	2. 個人信用情報機関の利用	P82～P84	-
第四部 お知らせ	1. JASSO 災害支援金	P85	-
	2. スカラネット・パーソナル	P86～P87	-
	3. 奨学金貸与・返還シミュレーション	P88	-
	4. アンケートへの協力をお願い	P89	-
第五部 資料	1. 貸与月額一覧表	P90～P95	-
	2. 機関保証制度の「保証委託約款」	P96	-
	3. 機関保証制度の保証料（目安）	P97	-
	4. 関係規程	P98	-

本冊子の中で特に重要な項目

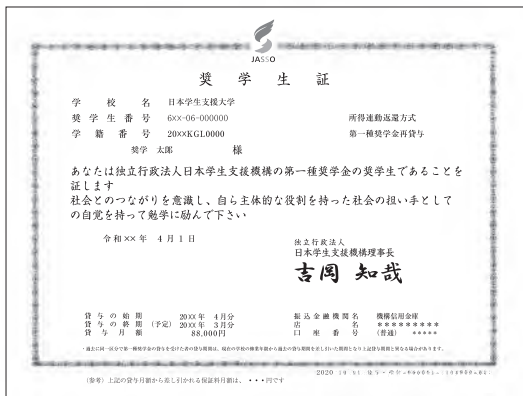
本冊子の中で特に重要な項目をピックアップしました。

各時期に受け取る書類等と必要な手続き

	受け取る書類	必要な手続き
奨学生として採用されたとき	「奨学生証」(本資料15ページ)	「返還誓約書」と添付書類の提出(本資料17~34ページ)
毎年1回(12月~翌年1月頃)	「貸与額通知書」(本資料47~48ページ)	「奨学金継続願」の提出(本資料49~50ページ)
借り終わるとき	「貸与奨学金返還確認票」等(本資料55~57ページ)	スカラネット・パーソナルから口座振替(リレー口座)加入手続き(本資料55ページ)

- 書類は機構から国内連絡者(原則として、連帯保証人と同一の方)宛てに送付します。
- 返還誓約書は、機構の指定先へ提出してください。
- 奨学金継続願は、本機構へ提出してください。

奨学生証 (本資料15ページ)



◀あなたが本機構の貸与奨学生であることを証明するものです。
※印字されている項目を自身で確認のうえ、大切に保管してください。

返還誓約書 (本資料17ページ) ※機構が指定した期限までに必ず提出してください。

◀「日本学生支援機構から奨学金を借り、卒業後は約束どおり返還します」という契約書です。

※下記の添付書類が必要です。

- あなたの住民票(原本)
- 連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書
- 連帯保証人の収入証明書
- 保証依頼書

奨学金貸与・返還シミュレーション

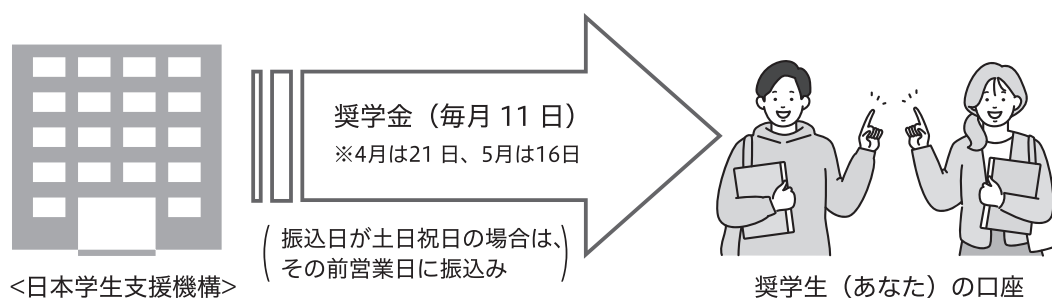
(貸与奨学生のしおり88ページ)

「私の返還はどうなるの?」シミュレーションしてみよう!

借りる額などの条件を設定することで、毎月の返還額や返還回数などをシミュレーションできるシステムです。登録などの手続きも必要なく、条件を設定するだけで簡単にシミュレーションできます。

奨学金の受け取り方

(貸与奨学生のしおり45ページ)



奨学金は、あなた名義の普通預金(貯金)口座に振り込まれます。

振り込まれる金額 = 奨学生証の「貸与月額」マイナス「保証料」

※奨学金を受け取れない例

(本資料42～46、51～52ページ)

- ・休学中
- ・卒業延期(留年)など

受け取れません



借りている間の各種変更手続き

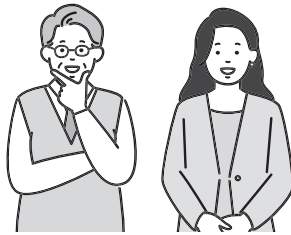
- 振り込まれる金額に関する変更（増額・減額など）（本資料38ページ）

※一時的な増減額はできません。

- あなたや、あなたの奨学金借入れに関係する人の登録情報（氏名・住所:本資料41ページ、振込口座:本資料37ページ）の変更



奨学生（あなた）



連帯保証人

保証人



本人以外の連絡先

（原則として、連帯保証人と同一の方）

- 休学・退学・転学などの学籍上の身分変更がある場合、予定より早期に卒業（修了）する場合、奨学金を途中で辞退する場合（本資料42～46ページ）

奨学金継続の手続き

（毎年11月～翌年1月頃）（本資料49～52ページ）

「奨学金継続願」（あなたの1年間の収入・支出も報告）及び証明書を郵送またはインターネットで提出

→→機構による成績などの審査→→次の年度の奨学金を借りられるかが決定されます。



奨学生（あなた）が
「奨学金継続願」を提出



機構による成績などの審査

※学業成績が不振などの場合は、次の年度の奨学金が受け取れなくなることがあります。

借り過ぎに注意

奨学生として採用された後、「返還誓約書」で借用金額等を確認してください。

また、家庭の経済状況や卒業後の返還額を十分に考慮し、適切な貸与月額に見直してください。

なお、目安となる奨学金の返還例は貸与奨学生のしおり74ページを参照してください。また、月々の返還額は「奨学金貸与・返還シミュレーション」（貸与奨学生のしおり88ページ参照）でも確認することができます。是非、活用してください。

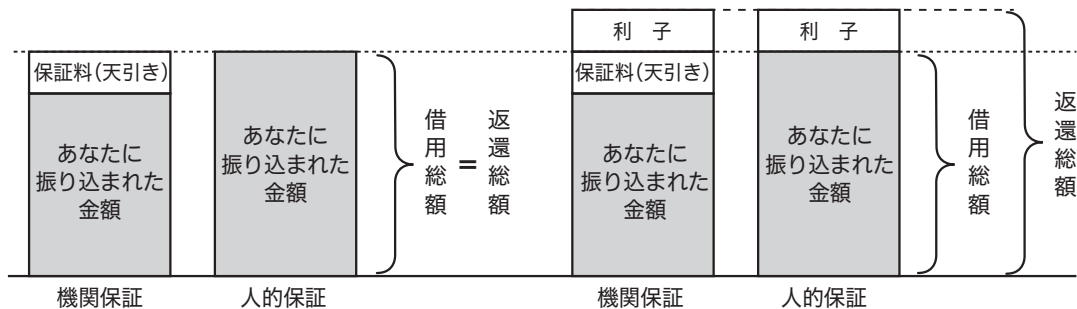
本当に必要な金額？ 借り過ぎに注意！

あなたが返還する金額 （貸与奨学生のしおり74ページ）

返還金は、奨学金を借り終わるときにあなたが指定した口座（振替用口座（リレー口座））から、毎月引き落とされます。

【第一種奨学金の場合】

【第二種奨学金の場合】



返還が困難になった場合—救済制度 （貸与奨学生のしおり79～81ページ）

- ・ 返還月額を減額して返還する（減額返還）
- ・ 返還期限を先送りにする（返還期限猶予）
- ・ 在学中の返還を先送りにする（在学猶予）

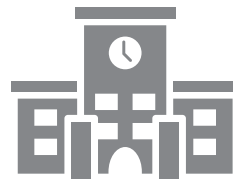
※減額返還・返還期限猶予を利用した場合も、返還総額は変わりません。



収入が少ない
→ 減額返還



傷病で入院
→ 返還期限猶予



国内の専門学校で資格取得
→ 在学猶予

返還が困難になった場合は、救済制度の利用を検討してください！

※ 適用基準あり

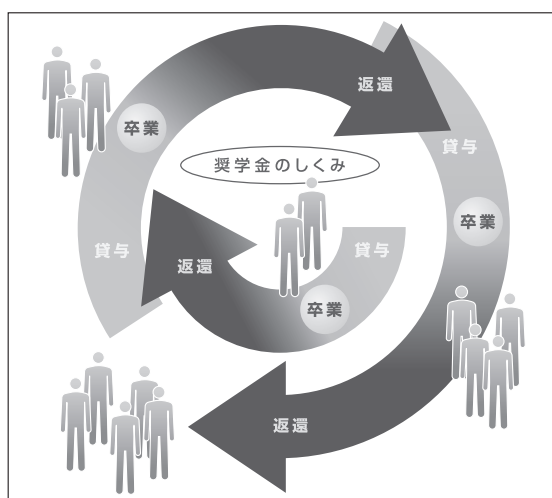
はじめに

みなさんは、日本学生支援機構の貸与奨学生として採用されました。

日本学生支援機構の貸与奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生に貸与されるものです。

みなさんは、その奨学金の貸与を受ける資格があると認められました。その誇りと自信を持って、勉学に励み、それぞれの描いた未来や夢に向かって、その第一歩を踏み出してください。

1. 貸与奨学金制度



日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）及び第二種奨学金（有利子）は借入金（貸与奨学金）です。卒業後は必ず返還する義務があります。

この奨学金制度は、先輩が返還した奨学金を後輩の奨学金として直ちに利用する仕組みとなっています。

奨学生ひとりひとりが、責任を持って返還することで、奨学金制度が成り立っていることを忘れないでください。

2. 貸与奨学生としての心構え

- (1) 奨学金制度について、十分に理解してください。
- (2) 貸与中の手続きは、本機構の指示を守り期間内に行ってください。
- (3) 奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。



3. 注意事項

■異動願等の手続き厳守

下記の事由が生じる場合は、速やかに本機構に連絡のうえ手続きを行ってください。

- (1) 海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支援期間の変更、支援の辞退
- (2) 休学、退学、早期卒業、早期修了、辞退、復学
- (3) 同一学種（大学院（修士課程→修士課程、博士課程→博士課程））の他の大学院に転学
- (4) 学部・学科の変更
- (5) 奨学生本人の改氏名・奨学金振込口座の変更
- (6) 奨学生本人の住民票住所の変更（海外住所の変更は届出不要）
- (7) 連帯保証人・保証人・国内連絡者の住所変更
- (8) 連帯保証人・保証人・国内連絡者の変更（改氏名含む）
- (9) 貸与月額の変更

■提出期限までに必要な手続きを行う

本機構が期限を定めて書類の提出を求めることがあります。

期限までに提出しないと、奨学生としての採用を取り消されたり、奨学生としての資格を失ったりすることがあります。

特に「返還誓約書（兼個人情報取扱いに関する同意書）」（以下、「返還誓約書」といいます）は、必ず期限までに添付書類とともに本機構が指定する提出先へ提出してください。期限までに提出がない場合は、貸与奨学生としての採用が取消になり、振り込まれた奨学金を全額返金しなくてはなりません。

なお、提出された書類は返却しません。必要に応じて提出書類等の本人控または写しを保管しておいてください。

■安全管理について

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域または留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行なう等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。

また、旅券法第16条により、外国に住所または居所を定めて3か月以上滞在する者は、その住所または居所を管轄する日本の大使館または総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

○外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

○外務省海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

第一部

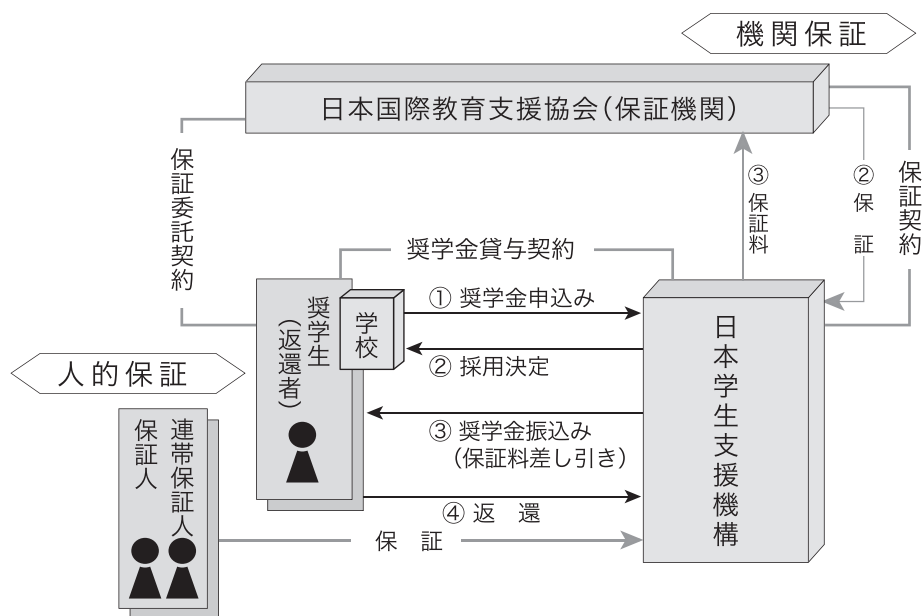
貸与奨学金にかかわる制度



1. 保証制度

- 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）を借りる際は、「機関保証」に加え、「人的保証」の両方の加入が必要となります。
- 機関保証制度とは、本機構が指定する保証機関の連帯保証を受ける制度です。
なお、保証機関に保証料を支払う必要があります。
⇒ あなたや連帯保証人・保証人が奨学金の返還を一定期間延滞した場合、あなたや連帯保証人・保証人に代わって保証機関が機構に対して返済をします。
その後、保証機関があなたに対し、本機構に支払った額を一括して請求します。
- 人的保証制度とは、あなたの父母・親戚等に連帯保証人と保証人を引き受けてもらう制度です（本機構が定める条件があります）。
⇒ あなたが奨学金の返還を一定期間延滞した場合、連帯保証人・保証人にも延滞のお知らせや返還の請求・督促等を行います。
- 両方の保証を受けても、奨学金はあなた自身が責任を持って返還する必要があります。

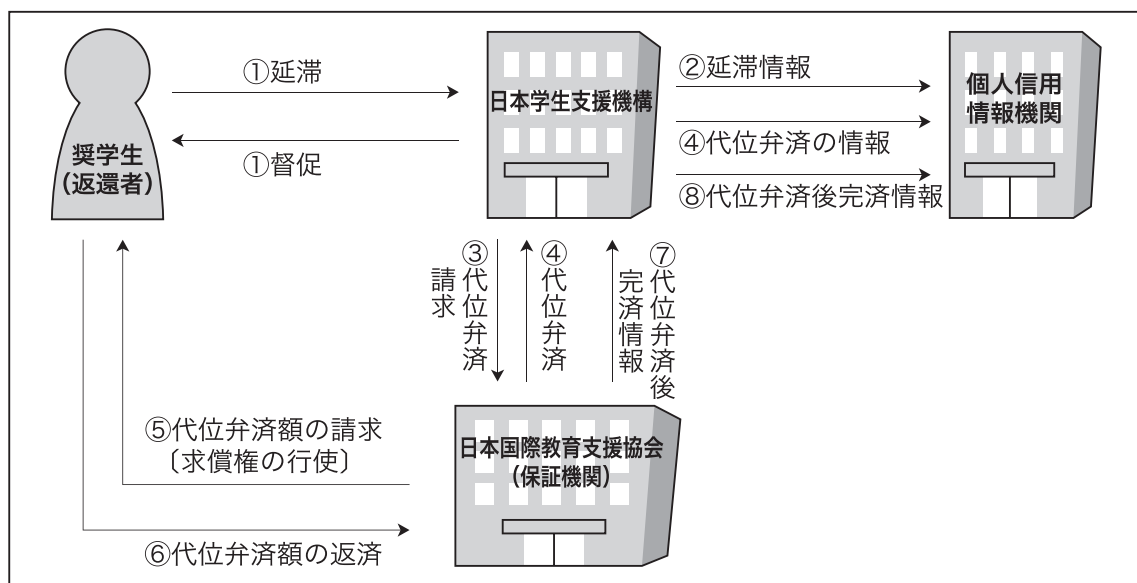
1-1. 奨学金の申込みから返還まで



● 機関保証制度の詳細

- ① あなた（申込者本人）が本機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「保証機関（協会）」という）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関（協会）が債務の保証をし、本機構が奨学生として採用します。
- ③ 本機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引き、本人の口座に振り込みます。
※奨学金から差し引いた保証料は、本機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。本機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。（保証料を含む貸与総額を返還していただきます）

1-2. 奨学金の返還を延滞した場合



- ①あなたが奨学金の返還を延滞した場合、本機構はあなた及び連帯保証人・保証人に対して返還の督促を行います。
- ②延滞3か月以上になった場合、個人情報機関に延滞情報が登録される対象となります。新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます。
 ※督促にも関わらず返還に応じない場合は、返還期日が到来していない分を含めた返還未済額（元金、利子（入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金））、延滞金）を一括で請求します（期限の利益の喪失）。
- ③さらに延滞が続いた場合、本機構は保証機関（協会）に対し、あなたの奨学金の返還未済額（元金、利子（入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金））、延滞金）を請求します（代位弁済請求）。
- ④保証機関（協会）が本人に代わり本機構へ債務を弁済します（代位弁済）。また、あなたの個人情報（代位弁済の情報）が個人情報機関に登録されます。
 ※保証機関（協会）は、本機構が持っていた本人への債権を取得します。
- ⑤保証機関（協会）があなたに対し、本機構に支払った額（代位弁済額）を一括して請求します（求償権の行使）。
- ⑥あなたは保証機関（協会）に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が加算されます。返還に応じない場合、法的手続き（財産・給与の差し押さえ等）を行います。
- ⑦あなたが保証機関（協会）に代位弁済額を完済した場合、保証機関（協会）は代位弁済後の完済情報を本機構に提供します。（代位弁済実行後5年以内）。
- ⑧本機構からの提供により本人の個人情報（代位弁済後完済情報）が個人情報機関に登録されます（代位弁済実行後5年以内）。



2. 返還方式

- 第一種奨学金の奨学生は、申込時に定額返還方式か所得連動返還方式のいずれかを選択しています。なお、第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む）は、定額返還方式のみとなります。

2-1. 二つの返還方式

(1) 定額返還方式

- ・ 貸与総額に応じて決定された一定の返還月額で返還する返還方式です。
- ・ 第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む）の奨学生は全員、定額返還方式が適用されます。
- ・ 割賦方法（返還方法）は、返還誓約書提出時に、月賦返還か月賦・半年賦併用返還（貸与奨学生のしおり74ページ参照）のいずれかを選択します（本資料22ページ参照）。

(2) 所得連動返還方式

- ・ 返還月額が、前年の所得（課税総所得金額）から当年6月1日時点の戸籍情報におけるあなたの子ども1人につき33万円を控除した額に基づき算出されます。
- ・ 保証制度は、機関保証のみです。
- ・ 割賦方法（返還方法）は月賦返還のみです（月賦・半年賦併用返還はできません）。
- ・ 返還開始1年目は、定額返還方式により算出した返還月額の半額（最低返還月額は2,000円）を返還月額とし、その額での返還が困難な場合は申請により2,000円に減額できます。
- ・ 前年の所得（課税総所得金額）が0円の場合でも、返還月額は最低返還月額の2,000円となり、0円にはなりません。
- ・ 返還が困難になった場合（あなたの年収がおおむね300万円以下）、返還期限猶予制度は利用できますが、減額返還制度は利用できません（貸与奨学生のしおり79～81ページ参照）。



第一種奨学金のみが対象となります。

2-2. 二つの返還方式の違い

	定額返還方式	所得連動返還方式
対象	全ての貸与奨学金	第一種奨学金のみ
保証制度（本資料7ページ参照）	機関保証か人的保証かを選択	機関保証のみ
返還月額	返還完了まで、毎月ほぼ一定の額 (貸与総額により定められた一定額（貸与奨学生のしおり76～78ページ参照）)	【返還開始後最初の9月まで】 定額返還方式により算出した返還月額の1/2の額 【その後】 前年の収入・所得に応じた額（「課税対象所得（課税総所得金額）」×9%÷12） ※あなたが被扶養者となっている場合は、あなたと扶養者の課税総所得金額の合計に基づき算出します。 ※当年6月1日時点の戸籍情報におけるあなたの子ども1人につき33万円を課税総所得金額から控除します。 ※いずれの場合も最低返還月額は2,000円
返還年数 (救済制度適用期間を除く)	貸与総額により決定 (最長20年)	返還が終わるまで (収入・所得に応じて変動)
割賦方法（返還方法）	「月賦返還」か「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択 (本資料22ページ参照)	「月賦返還」のみ
救済制度（貸与奨学生のしおり79～81ページ）の利用の制限	全ての制度の申請可能	減額返還以外は申請可能

⚠ 所得連動返還方式から定額返還方式に変更しても、割賦方法（返還方法）は「月賦返還」のままとなります。

【返還月額の例】大学（学部）で48か月、月額50,000円を借りた場合

<貸与総額 2,400,000円>

	定額返還方式	所得連動返還方式	年収	課税総所得金額(※1)	返還月額
返還回数 (年数)	180回 (15年)	返還が終わるまで	⋮	⋮	⋮
返還月額	13,333円	返還開始後最初の9月まで6,666円。以降は、前年収入・所得から決定(右の表を参照)	600万円	303万円	約22,700円
			500万円	238万円	約17,900円
			400万円	173万円	約13,000円
			300万円	114万円	約8,600円
			200万円	59万円	約4,400円
			144万円	24万円	最低返還月額 2,000円
			100万円	0万円	

※1 単身世帯の場合の目安。

本人の年収300万円以下の場合、返還期限猶予の利用が可能



2-3. マイナンバーの提出について

所得連動返還方式選択者は課税総所得金額及び子どもの数に基づき毎年返還月額の見直しを行うためマイナンバーの提出が必要となります。

※貸与終了後にあなたが被扶養者となっている場合は、あなたを扶養している方のマイナンバーの提出が必要となります。

※申込時等にマイナンバーを提出していない場合は、返還方式を定額返還方式に変更する手続きを行ってください。

2-4. 所得連動返還方式による返還について

(1) 返還初年度（返還開始月から最初の9月まで）の返還月額

原則として、定額返還方式により算出した返還月額の半額（1円未満の端数は切り捨て）となります。ただし、返還月額の半額が2,000円未満の場合、返還月額は最低返還月額の2,000円となります。なお、定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は、願い出により最低返還月額2,000円での返還が可能です。

※返還開始が11月以降の場合、返還初年度は返還開始月から最初の9月までとなります。

(2) 返還月額の見直し（返還開始翌月以降最初の10月）後の返還月額

① 返還月額の見直し時期

返還月額については、課税総所得金額及び子どもの数に基づき毎年見直しを行います。最初の返還月額の見直しは、課税総所得金額に基づき、返還開始翌月以降最初の10月に行います（10月分から見直し後の返還月額が適用されます）。初回の返還月額の見直し以降は、毎年6月～9月にマイナンバーを利用して本機構が取得した前年の課税総所得金額及び当年6月1日時点の戸籍情報から返還月額を算出し、10月～翌年9月まで、算出された返還月額で返還します。

返還中にあなたが被扶養者となっている場合は、あなたと扶養者の課税総所得金額の合計に基づき返還月額を算出します。

② 返還月額

課税総所得金額に9%をかけた額がその年の返還総額となり、それを12で割った額（1円未満の端数は切り捨て）が返還月額となります。ただし、その額が2,000円未満となる場合は2,000円が返還月額となります。

※あなたの子ども1人につき33万円を課税総所得金額から控除します。

※最低返還月額は2,000円です。前年の課税総所得金額が0円の場合でも、返還月額は0円にはなりません。

2-5. 返還方式の変更について

【貸与中】

貸与期間が終了する年度の一定の期限まで、どちらの返還方式にも変更できます。

(1) 変更手続き

「第一種奨学金返還方式変更届」（所定の用紙）を提出してください。

(2) 変更手続き期限

年度によって異なります。

また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も、変更手続きの期限を前もって機構へ問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。

なお、貸与中でも以下の場合は「返還方式の変更」はできません。

- ・ 振込保留中、休・停止中
- ・ 「人的保証から機関保証への変更」の手続き中
- ・ 通信課程の奨学金（通年スクーリングは除く）

【貸与終了後】

「定額返還方式から所得連動返還方式」への変更はできますが、「所得連動返還方式から定額返還方式」への変更はできません。

(1) 変更手続き

所定の様式を本機構から取り寄せ、記入したうえで本機構に送付してください。その時点で本機構にマイナンバーを提出していない場合は、「マイナンバー提出書」と「マイナンバーカード」等のコピーを別途、本機構が指定する宛先に簡易書留により送付してください。



ポイント

- ・ 延滞している場合は、返還方式の変更はできません。



3. 入学時特別増額貸与奨学金に係る利率の算定方法

- 入学時特別増額貸与奨学金（一時金の第二種奨学金）の利率の算定方法は、①「利率固定方式」と②「利率見直し方式」があり、申し込む際にいずれか一方を選択します。
- 入学時特別増額貸与奨学金は初回振込時に全額振り込まれ、利率及び「利率の算定方法」がその時点で確定するため、利率の算定方法の変更はできません。
- 実際の利率及び割賦金は貸与終了後に、本機構より「第二種奨学金の返還条件等通知および口座振替（リレー口座）加入通知」で通知します。
- いずれの方式も、基本月額に係る利率は財政融資資金等の利率が適用され、年3.0%を超えることはありません。奨学金貸与中、在学猶予中及び返還期限猶予中は、無利子です。

3-1. 二つの利率算定方法

(1) 「利率固定方式」と「利率見直し方式」

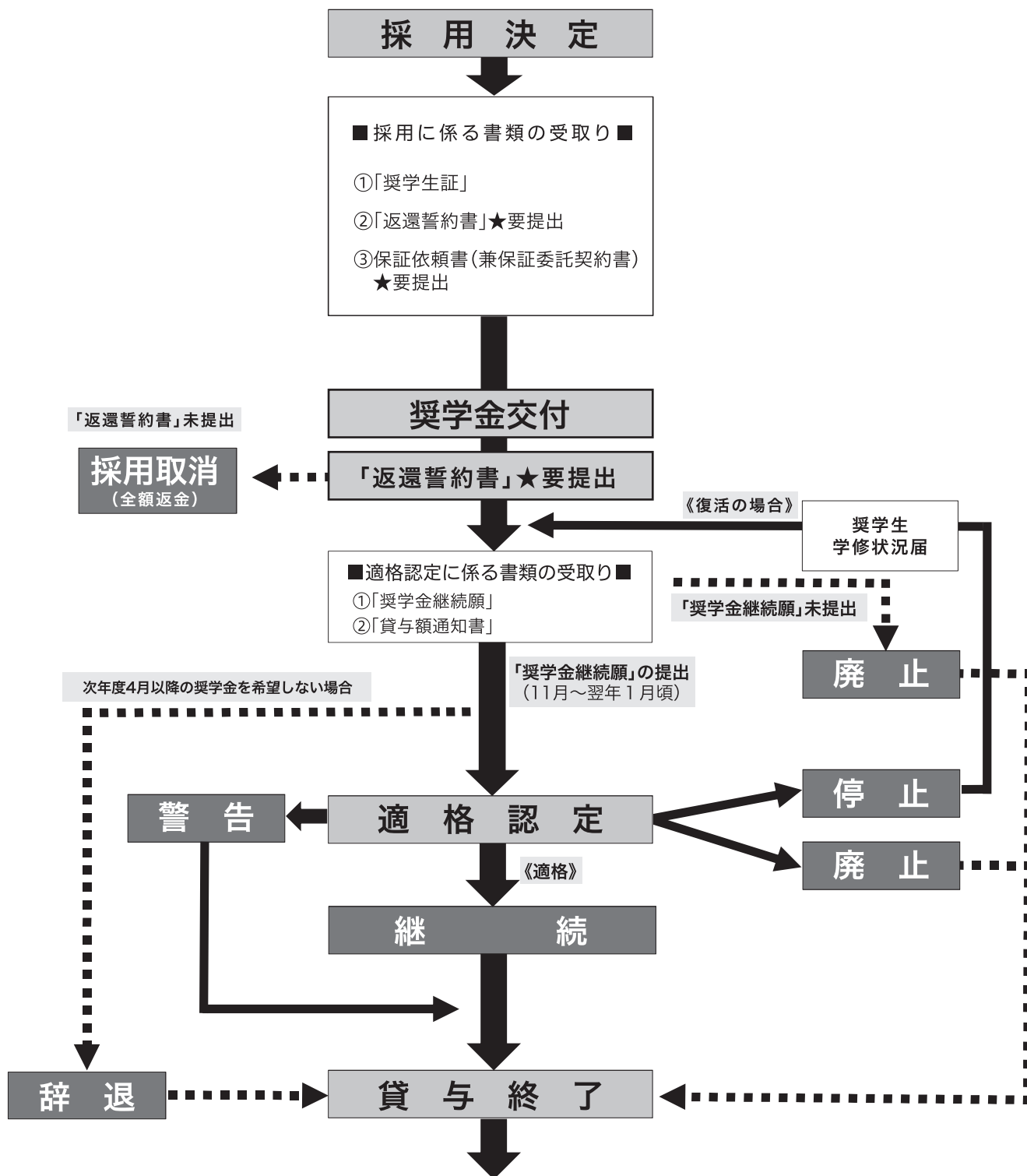
利率は、奨学金の申込時に選択した「利率の算定方法」に基づいて算定されます。それぞれの方式の詳細は、以下のとおりです。

○「利率固定方式」と「利率見直し方式」について

①利率固定方式	貸与終了時点で決定した利率が返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、返還利率は変動しません。
②利率見直し方式	貸与終了時点で決定した利率を、返還期間中おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用され、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

※「貸与終了時点で決定した利率」とは、奨学金の交付に充てた資金の借り換えに充てる財政融資資金（第二種奨学金の財源として国から借り入れた資金）の利率を指します。財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率を加重平均して利率を決定します。

図解 1 <奨学生採用から貸与終了まで>



図解 2 へ(本資料 58 ページ)



1. 奨学生証

- 「奨学生証」は、あなたが本機構の奨学生であることを証明するものです。
- 奨学金申込み時の内容が印字されています。
- 印字内容に誤りがある場合は、本機構へ申し出てください。なお、訂正・変更後に再発行はされません。
- 第一種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金（一時金の第二種奨学金）の奨学生証は、それぞれ発行されます。

奨 学 生 証	
学 校 名	日本学生支援大学
① 奨 学 生 番 号	6XX-06-000000
学 籍 番 号	20XXKGL0000
② 奨 学 太 郎	様
あなたは独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の奨学生であることを証します 社会とのつながりを意識し、自ら主体的な役割を持った社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで下さい	
令和XX年4月1日	独立行政法人 日本学生支援機構理事長 吉岡 知哉
③ 貸 与 の 始 期	20XX年4月分
④ 貸 与 の 終 期	20XX年3月分
⑤ (予定)貸与月額	88,000 円
⑦ 振込金融機関名	機構信用金庫
店 名	*****
口 座 番 号	(普通) *****
<small>過去に同一区分で第一種奨学金の貸与を受けた者の貸与期間は、現在の学校の修業年限から過去の貸与期間を差し引いた期間となり上記貸与期間と異なる場合があります。</small>	
⑥ (参考) 上記の貸与月額から差し引かれる保証料月額は、... 円です	
20XX-10-01 貸与・滞学-000001-104900-01	

※見本は貸与奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

① 奨学生番号

奨学生番号は、奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります（奨学生番号のしくみは次ページ参照）。

② 氏名

氏名に誤りがある場合は、本機構に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。

なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。

〔旧字体の使用字体例〕 吉→吉、祐→祐

③ 貸与の始期

貸与の始期とは、奨学金の開始年月（何年何月分から借りるのか）のことです。採用決定後に貸与の始期を変更することはできません。

④貸与の終期

貸与の終期とは、奨学金の終了年月（何年何月分まで借りるのか）のことです。貸与の途中で奨学金を辞退したり、退学した場合は、貸与の終期は早まります。

⑤貸与月額

あなたが選択した奨学金の月額が印字されています。

⑥保証料月額

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与にあたっては、機関保証制度と人的保証制度の両方に加入しているため、機関保証の保証料月額が印字されています。

保証料は奨学金の種類（第一種奨学金、第二種奨学金）、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。



複数月分の奨学金がまとめて振り込まれる場合の保証料は、保証料月額に月数を掛けた金額とならないことがあります。

⑦振込金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。振込口座の変更手続きは本資料37ページを参照してください。

⑧その他制度適用者

以下の制度適用者に印字されています。

(ア) 定額返還方式または所得連動返還方式

奨学金申込み時に選択した返還方式が印字されています（返還方式については本資料9ページを参照してください）。

(イ) 第一種奨学金再貸与

再貸与を申し込み、採用された人に印字されています。

※過去に第一種奨学金の貸与を受けたことがある人は、すべての学種を通じて1回に限り、同一学種（課程）で現に在学する学校の標準修業年限まで、再度、貸与を受けることができます。



奨学生番号のしくみ

奨学生番号は、11桁の番号で構成されています。（例: 6 2 5 - 0 6 - 0 0 0 0 0 0）

	①貸与種別	②採用年度	③学種	④通し番号
第一種奨学金	6	25	06	000000
第二種奨学金	8	25	06	700000

①貸与種別（1桁）

6 第一種奨学金（無利子）
8 第二種奨学金（有利子）

②採用年度（西暦下2桁）
例 2025年 → 25

③学種（2桁）

06 大学院

④通し番号（6桁）

第一種奨学金（月額）と入学時特別増額貸与奨学金で採用された場合、入学時特別増額貸与奨学金用（第二種奨学金）の奨学生番号が別に付番されます。このとき、第二種奨学金の通し番号の上1桁は「7」となります。



2. 返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）

- 「返還誓約書」は、あなた（奨学生本人）と本機構の金銭消費貸借契約を明確にする契約書です。
- 奨学生全員が、必ず、「返還誓約書」を提出期限までに提出しなければなりません。
- 「返還誓約書」には、「申込書」で記入した内容が印字されています。内容の訂正・変更は、本機構に申し出てください。

2-1. 返還誓約書の提出（貸与開始時の手続き）

(1) 返還誓約書とは

返還誓約書は、これからあなた（奨学生本人）が貸与を受ける奨学金の貸与及び返還の条件等を確認するために作成します。

(2) 返還誓約書の提出

本機構が指定する提出先へ定められた期限までに必ず提出してください。提出のない場合は、「返還誓約書未提出者」として採用時に遡って奨学生の身分を失います（すでに振り込まれた奨学金全額を速やかに一括返金する必要があります）。



ポイント

- 署名・押印の不備、記入漏れ、添付書類の不足等がないよう、提出する前に十分に確認してください。
- 本機構の審査により不備が見つかった場合は、返還誓約書が返送されますので、不備を解消したうえで再提出してください。なお、不備が解消されるまでの間、奨学金の振込みが止まることがあります。

(3) 返還誓約書の内容

返還誓約書には、あなた（奨学生本人）が「申込書」で届け出た情報に基づき、借入金額、貸与の条件（予定）、返還の条件（目安）、保証の種類（機関保証及び人的保証）等が印字されています。印字内容に訂正・変更がある場合は、本機構に申し出てください。

(4) 返還誓約書の提出期限

返還誓約書は採用月（初回振込月）の下旬（4月採用者は5月初旬）に国内連絡者宛に送付します。返還誓約書の提出期限は下表のとおりです。

採用月	返還誓約書送付	返還誓約書提出期限	採用月	返還誓約書送付	返還誓約書提出期限
4月	5月初旬	7月20日	10月	10月初旬	1月20日
5月	5月下旬	8月20日	11月	11月下旬	2月20日
6月	6月下旬	9月20日	12月	12月下旬	3月20日
7月	7月下旬	10月20日	1月	1月下旬	4月20日
8月	8月下旬	11月20日	2月	2月下旬	5月20日
9月	9月下旬	12月20日	3月	3月下旬	6月20日

※土日祝日の場合は、その後営業日になります。



ポイント

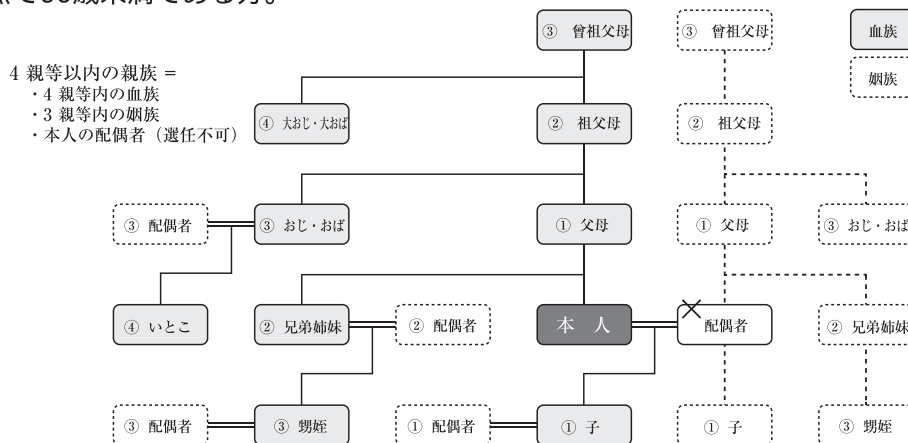
- 併用貸与（第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与）を受ける人は、第一種奨学金と第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む）の返還誓約書をそれぞれ作成する必要があります。



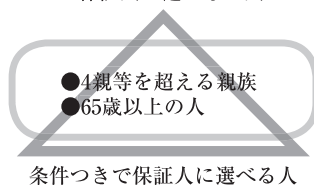
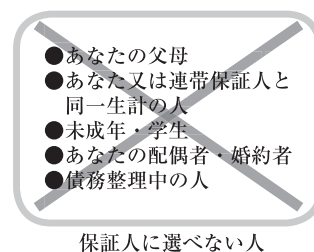
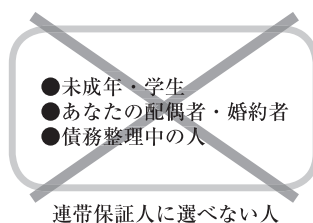
(2) 保証人

あなた（奨学生本人）及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。連帯保証人には認められていない「分別の利益」（保証人の返還すべき金額が、あなたが返還すべき返還未済額の3分の1となること）のほか、「検索の抗弁権」や「催告の抗弁権」が認められています。次の条件すべてを満たす必要があります。

- ①あなた（奨学生本人）及び連帯保証人と別生計の方。
- ②あなた（奨学生本人）の父母を除く、おじ・おば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族の方。
- ③返還誓約書の誓約日時時点で65歳未満である方。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳未満である方。
- ④返還誓約書の誓約日時時点で未成年者でない方。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でない方。
- ⑤学生でない方。
- ⑥あなた（奨学生本人）または連帯保証人の配偶者・婚約者でない方。
- ⑦債務整理中（破産等）でない方。
- ⑧貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満である方。



【連帯保証人・保証人に選べない人がいます】



【貸与終了時にあなたが満45歳を超える場合】この人も選べません。



【年齢について】

あなた（奨学生本人）及び連帯保証人・保証人の年齢の計算は、「年齢計算ニ関スル法律（明治35年12月2日法律第50号）」によります。

2-4. 連帯保証人・保証人の選任条件の例外

連帯保証人ならば2-3. (1) ②、保証人ならば2-3. (2) ②の条件だけを満たさない場合、借用予定総額（保証人は借用予定総額の3分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる次の条件を満たす者を選任することができます。

以下の（ア）（イ）いずれかの条件を満たし、返還予定期間を通じて生活を維持し、借用予定総額（保証人は借用予定総額の3分の1）の返還を確実に保証することを示す、「返還保証書」（本資料31ページ参照。コピーして使用可）及び資産等に関する証明書類の提出があること。

（ア）源泉徴収票：（給与所得者）年間収入 \geq 320万円

確定申告書（控）：（給与所得者以外）年間収入 \geq 220万円

※年金収入は給与として取り扱います。

※給与所得者以外の場合で、給与所得もあるときは、年間所得金額（年間所得 \geq 220万円）により判断してください。

※直近の源泉徴収票、確定申告書（控）は直近の所得証明書に代えることができます。

※「確定申告書の控え」を提出する場合はe-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済みであることが確認できるものを添付する必要があります。

（イ）預貯金残高証明書、取引残高報告書（評価額のわかるもの）、固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）

預貯金残高 + 評価額 \geq 借入予定総額（保証人は借用予定総額の3分の1）

※固定資産評価証明書に併せて「登記事項証明書（全部事項証明書）」が必要な場合があります。詳細は、本資料31～32ページをご覧ください。

※（ア）（イ）複合の場合は、「返還保証書」（本資料31ページ参照）の4.のⅢにより判断してください。

※預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等（評価額のわかるもの）は、返還誓約書に印字された日付から3か月前以降に発行されたものを添付してください。（例：誓約日が4月1日の場合、1月1日以降に発行されたもの）

また、保証人の（2）③の条件だけを満たさない場合、「保証人の選任に係る事情書」（本資料34ページ参照。コピーして使用可）の提出により、65歳以上の人を選任することができます。

なお、連帯保証人・保証人が死亡した場合や、債務整理等により選任条件を満たさなくなった場合は、新たな連帯保証人・保証人の選任が必要となります。

2-5. 返還誓約書記入上の注意（記入例は本資料22～27ページ参照）

(1) 黒または青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。

(2) 署名について

①あなた（奨学生本人）、親権者・未成年後見人（あなた（奨学生本人）が未成年者の場合）、連帯保証人・保証人、本人以外の連絡先（原則として連帯保証人と同一の方）の欄は、各自が署名してください。同一の筆跡は認められません。

②奨学生本人欄の署名は、返還誓約書の印字に間違いがないか確認のうえ、あなた（奨学生本人）が署名してください。



ポイント

- 返還誓約書に印字された日付時点で未成年の場合は、親権者欄は父母ともに署名が必要です。
- 親権者欄の印字が一方のみの場合は、本機構に申し出てください（父母のいずれかがいない、もしくは未成年後見人が選任されている場合はこの限りではありません）。



③連帯保証人・保証人の署名は、印鑑登録証明書のとおり署名してください。

返還誓約書には「申込書」で届け出た情報が印字されています。返還誓約書に通用字体が印字されている場合でも、印鑑登録証明書の氏名の表記が旧字体の場合は、表記のとおり旧字体で署名してください。返還誓約書に印字されている通用字体を訂正する必要はありません。



ポイント

●住民票や印鑑登録証明書の氏名がアルファベットで表記されている場合は、表記のとおりアルファベットで署名してください。また、住民票氏名がアルファベット、漢字、通称(カナ氏名)で併記されている場合は、いずれかの表記のとおり署名してください。

(3) 押印について

①あなた(奨学生本人)、親権者・未成年後見人(あなた(奨学生本人)が未成年者の場合)、本人以外の連絡先は、押印不要です。

②連帯保証人・保証人の印(実印)は、朱肉で鮮明に押してください。

(4) 続柄について

①続柄が「その他()」と印字されている場合は、()内に具体的な続柄を必ず記入してください(例:その他(はとこ))。

(5) 訂正方法について(本資料26~27ページ参照)

①記入を誤った場合は、その該当欄の人物が訂正する必要があります。

②訂正する項目(氏名、住所等の単位で)を二重線で消して、その該当欄の人物が使用した印を二重線の上に押し、その直近で、かつ当該者欄内に正しい事項を記入してください。各欄内での訂正が難しい場合は、本機構に申し出てください。



ポイント

●一度書いた文字の上から重ねて記入する「なぞり書き」や、書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は認められません。

【記入上の注意】

- 消せるボールペンは使わない
- ハンコは朱肉で押す(はっきりと!)
※スタンプ印・ゴム印は不可
- 続柄 その他() ← ()内を記入してください。
(例:大おじ・大おば・知人・離婚した父・離婚した母 等)

【書き間違ってしまったら?】

①本人欄の訂正はあなた本人が、親権者欄の訂正は親権者が、連帯保証人欄の訂正は連帯保証人が、保証人欄の訂正は保証人が、本人以外の連絡先の訂正は本人以外の連絡先の方がします。
※代筆は不可です。

②誤った項目(署名、住所等)をすべて二重線で消します。

③訂正する人の印を二重線上に押します。

※連帯保証人・保証人は、実印を押してください。

④その欄の中に、改めて正しく記入してください。

※欄の中に正しく記入できるだけのスペースがない場合は、本機構に申し出てください。

認められない例



- なぞり書き
(一度書いた文字の上から書いたり、他の人が書いた文字をなぞったりする)
- 一部分だけの修正 ●修正液・修正テープの使用
- 紙を削る ●上から紙を貼る

【記入例】

●各自が署名・押印してください

①奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

- 貸与種別
第一種（海外大学院）：無利子
- 保証区分（両方必要）
機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

②誓約日

・機構に書類が到着した日を誓約日とします。

③借入金額

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借入総額です。

④奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・住所は住民票（または除票）に記載された住所です。

⑤署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑥貸与の条件(予定)

- ・「貸与期間」、「貸与月数」、「貸与月額」及び「貸与額計」は、現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の内容が印字されています。

⑦返還の条件(目安)

- ・貸与の条件（予定）で貸与を受けた場合の返還の条件（目安）が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

① 返 還 誓 約 書

【第一種海外大学院】（兼個人情報取扱いに関する同意書）

紙税法
5条に
り印紙
必要あ
ません

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。つきましては、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、第一種奨学金（無利息）であり、人的保証並びに機関保証を受けます。家計支持者として個人番号を提出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

② 令和 XX 年 4 月 1 日

③ 借入金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生番号	6XX-06-XXXXXX	CD	7 001	採用種別	予約					
在学学校	日本学生支援大学									
住所	〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1									
電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666							
氏名	（奨学 太郎） フリガナ ショウガク タロウ									
署名	⑤ 奨学 太郎									
	平成 XX 年 11 月 11 日生			性別	男					
貸与の条件(予定)	貸与期間	20XX 年 4 月 ~ 20XX 年 3 月	貸与月数	48 月	貸与月額	50000 円	貸与額計	2400000 円		
		年 月 ~ 年 月		月	円	円	円			
		年 月 ~ 年 月		月	円	円	円			
		年 月 ~ 年 月		月	円	円	円			
返還の条件(目安)	返還期日	毎月27日	返還回数	180 回	初回割賦金	16769 円	割賦金	16769 円	最終割賦金	16917 円
	月賦返還	1	月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)	3018568 円						
	併用返還	1	月賦分 毎月27日	180 回	8384 円	8384 円	8516 円			
	併用返還	2	半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	50355 円	50355 円	50361 円			
			併用返還選択時の総支払い額(利子込み)	3019908 円						

選択された利率の算定方法：利率見直し方式（おおむね5年ごとに見直されます。）

注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

〔参考〕令和6年11月貸与終了者に実際に適用された利率（年1.340%、増額貸与部分は年1.540%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

	返 還 期 日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	180 回	14812 円	14812 円	14955 円
	月賦返還選択時の総支払い額	(利子込み)			2666303 円
併用返還	月賦分 毎月27日	180 回	7405 円	7405 円	7615 円
	半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	44460 円	44460 円	44493 円
	併用返還選択時の総支払い額	(利子込み)			2666943 円

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。

※給付奨学金の支援対象者が第一種奨学金の貸与を受けるときの借入金額については、裏面【返還誓約書記載事項について】の3を参照してください。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度、機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借入金額」として貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。

※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

定額返還方式を選択した場合は、必ず月賦返還1または併用返還2を選択し、チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

なお、所得連動返還方式を選択した場合は月賦返還となりますので、割賦方法選択の必要はありません。

(同一筆跡・同一印は不可)

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式(貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式)」又は「所得連動返還方式(機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式)」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

【提出用】

③ [所得連動返還方式]

※本人が未成年者(18歳未満)の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

連帯保証人 ②	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	実印
	電話番号 03-XXXX-0000 携帯電話番号 090-XXXX-9999	
	氏名(奨学 一郎) フリガナ ショウガク イチロ 署名 奨学 一郎	
	続柄 父 ④ 昭和 XX 年 1 月 1 日生	
勤務先 ⑧(株)奨学機構 電話番号 03-XXXX-2222		
保証人 ⑥	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	実印
	電話番号 03-XXXX-9999 携帯電話番号 090-XXXX-1234	
	氏名(奨学 明子) フリガナ ショウガク アキコ 署名 奨学 明子	
	続柄 おば ④ 昭和 XX 年 4 月 25 日生 勤務先 (有)奨学商店 電話番号 03-XXXX-5678	
本人以外の連絡先 ⑦	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	印不要 ***
	電話番号 03-XXXX-0000 携帯電話番号 090-XXXX-9999	
	氏名(奨学 一郎) フリガナ ショウガク イチロ 署名 奨学 一郎	
	続柄 父 ④ 昭和 XX 年 1 月 1 日生	
	住所 〒 - *****	
	電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** 氏名 ***** フリガナ ***** 署名 ***** 続柄 ** 年 ** 月 ** 日生	

添付書類

- ⑤**
- ・奨学生本人の「住民票」(市町村発行、個人番号のないもの、コピー不可)
 - ・連帯保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)
 - ・連帯保証人の「収入に関する証明書類」(コピー可)(例:源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等)
 - ・保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)
 - ・「保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払依頼書」(コピー不可)

①署名

・印鑑登録証明書の表記のとおり署名してください(印鑑登録証明書が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットが漢字のどちらかで署名)。

②連帯保証人

・「申込書」で届け出た連帯保証人の情報が印字されています。
・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

③返還方式

・奨学金申込時に選択した返還方式(定額返還方式または所得連動返還方式)が印字されています。

④続柄

・「その他()」と印字されている場合は()の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。(例:大おじ・大おば・知人・離婚した夫・離婚した母等)また、4親等以内の親族でない成人を連帯保証人・保証人に選任する場合は、「返還保証書」及び資産等に関する書類が必要です。

⑤添付書類

・あなたが選任した連帯保証人及び保証人の続柄等により、必要な添付書類が印字されています。添付漏れがないようによく確認してください。

⑥保証人

・「申込書」で届け出た保証人の情報が印字されています。
・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

⑦本人以外の連絡先

・「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」で届け出た国内連絡者の情報が印字されています。押印は不要です。

⑧勤務先

・無職のために空欄となっている場合は、訂正不要です。

(記入上の注意)

- ・黒または青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
 - ・連帯保証人及び保証人の印は実印(添付する印鑑登録証明書と同一印)を使用し、朱肉で鮮明に押してください。不鮮明の場合は、再提出となります。
 - ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。ただし、連帯保証人・保証人の欄を訂正する場合は、二重線上に実印を訂正印として押印してください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
 - ・印字事項を訂正する場合は本機構へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は【訂正例】本資料26~27ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書(見本)は、「貸与奨学生のしおり」作成時点のものです。ご了承ください。

【記入例】 入学時特別増額貸与奨学金

●各自が署名・押印してください

① 奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別

第一種（海外大学院）：入学時特別増額貸与奨学金：有利子

●保証区分（両方必要）

機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

② 誓約日

・「進学届」または「申込書」を審査した年月日を示します。

③ 借入金額

・入学時特別増額貸与奨学金の借入額を示します。

④ 奨学生本人

・印字内容が正しいことを確認してください。

・住所は住民票（または除票）に記載された住所です。

⑤ 署名

・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑥ 貸与の条件(予定)

・「貸与期間」、「貸与月数」、「貸与月額」及び「貸与額計」は、現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の内容が印字されています。

⑦ 返還の条件(目安)

・貸与の条件（予定）で貸与を受けた場合の返還の条件（目安）が印字されています。

・返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

①

【第一種海外大学院】

返 還 誓 約 書

（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）

紙税法
5条に
り印紙
必要あ
りませ
ん

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸与金を下記のとおり借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学貸与金は、第二種奨学金（利息付）であり、人的保証並びに機関保証を受けます。家計支持者として個人番号を提出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

② 令和 XX 年 4 月 1 日

③

借入金額

¥ 5 0 0 0 0 0

④	奨学生番号	8XX-06-7XXXXX	CD	7 001	採用種別	予約					
	在学学校	日本学生支援大学									
住所	〒	135 - 8630									
	東京都江東区青海 2-2-1										
奨学生本人	電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666							
	氏名（奨学 太郎）	フリガナ ショウガク タロウ									
⑤	署名	奨学 太郎									
	生年	平成 XX 年 11 月 11 日	性別	男							
⑥	貸与の条件(予定)	貸与期間	20XX 年 4 月 ~ 20XX 年 4 月	貸与月数	1 月	貸与月額	50000 円	貸与額計	50000 円		
		年	年 月 ~ 年 月	月	円	円	円	円			
		年	年 月 ~ 年 月	月	円	円	円	円			
		年	年 月 ~ 年 月	月	円	円	円	円			
⑦	返還(目安)条件	返還期日	毎月27日	返還回数	120 回	初回割賦金	4939 円	割賦金	4939 円	最終割賦金	4966 円
		月賦返還	1	月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)	592707 円						
		併用返還	1	月賦分 毎月27日	120 回	2469 円	2469 円	2502 円			
		併用返還	2	半年賦分 毎年1・7月の27日	20 回	14834 円	14834 円	14840 円			
		併用返還選択時の総支払い額(利子込み)		592999 円							

選択された利率の算定方法：利率見直し方式（おおむね5年ごとに見直されます。）
注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

【参考】令和6年11月貸与終了者に実際に適用された利率（年1.340%、増額貸与部分は年1.540%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

	返 還 期 日	返 還 回 数	初 回 割 賦 金	割 賦 金	最 終 割 賦 金
月賦返還	毎月27日	180 回	14812 円	14812 円	14955 円
併用返還	月賦返還選択時の総支払い額	(利子込み)		2666303 円	
併用返還	月賦分 毎月27日	180 回	7405 円	7405 円	7615 円
	半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	44460 円	44460 円	44493 円
併用返還選択時の総支払い額		(利子込み)		2666943 円	

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。

※給付奨学金の支援対象者が第一種奨学金の貸与を受ける際の借入金額については、裏面【返還誓約書記載事項について】の3を参照してください。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度。機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借入金額」として貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。

※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

必ず月賦返還1または併用返還2を選択し、チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

(同一筆跡・同一印は不可)

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式(貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式)」又は「所得連動返還方式(機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式)」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。
 ※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

【提出用】

※本人が未成年者(18歳未満)の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

連帯保証人 ②	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	実印 一奨郎学
	電話番号 03-XXXX-0000 携帯電話番号 090-XXXX-9999 氏名(奨学 一郎) フリガナ ショウガク イチロウ 署名 奨学 一郎 続柄 父 ③ 昭和 XX 年 1 月 1 日生	
	勤務先 (株) 奨学機構 電話番号 03-XXXX-2222	
保証人 ⑥	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	実印 明機子構
	電話番号 03-XXXX-9999 携帯電話番号 090-XXXX-1234 氏名(奨学 明子) フリガナ ショウガク アキコ 署名 奨学 明子 続柄 おば ③ 昭和 XX 年 4 月 25 日生	
	勤務先 (有) 奨学商店 電話番号 03-XXXX-5678	
本人以外の連絡先 ④	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	印不要 ***
	電話番号 03-XXXX-0000 携帯電話番号 090-XXXX-9999 氏名(奨学 一郎) フリガナ ショウガク イチロウ 署名 奨学 一郎 続柄 父 ③ 昭和 XX 年 1 月 1 日生	
	住所 〒 ***** 電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** 氏名 ***** フリガナ 署名 ***** 続柄 ** 年 ** 月 ** 日生	

添付書類

- ⑤ 奨学生本人の「住民票」(市町村発行、個人番号のないもの、コピー不可)
- 連帯保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)
- 連帯保証人の「収入に関する証明書類」(コピー可)(例:源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等)
- 保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)
- 「保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払依頼書」(コピー不可)

⑥保証人

・「申込書」で届け出た保証人の情報が印字されています。
 ・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

⑦勤務先

・無職のために空欄となっている場合は、訂正不要です。

(記入上の注意)

- ・黒または青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
 - ・連帯保証人及び保証人の印は実印(添付する印鑑登録証明書と同一印)を使用し、朱肉で鮮明に押してください。不鮮明の場合は、再提出となります。
 - ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。ただし、連帯保証人・保証人の欄を訂正する場合は、二重線上に実印を訂正印として押印してください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
 - ・印字事項を訂正する場合は本機構へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は【訂正例】本資料26~27ページを参照してください。

①署名

・印鑑登録証明書の表記のとおり署名してください(印鑑登録証明書が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名)。

②連帯保証人

・「進学届」または「申込書」で届け出た連帯保証人の情報が印字されています。
 ・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

③続柄

・「その他()」と印字されている場合は()の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。(例:大おじ・離婚した父、離婚した母等)また、4親等以内の親族でない成人を連帯保証人・保証人に選任する場合は、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類が必要です。

④本人以外の連絡先

・「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」で届け出た国内連絡者の情報が印字されています。押印は不要です。

⑤添付書類

・あなたが選任した連帯保証人及び保証人の続柄等により、必要な添付書類が印字されています。添付漏れがないようによく確認してください。

【訂正例】

●署名・押印・印字の訂正方法

【奨学生情報】

印字氏名

奨学生：奨学 太郎
連帯保証人：奨学 一郎
保証人：機構 明子

【訂正内容】

- (Q1) 奨学生本人に改氏名があった場合どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q2) 連帯保証人・親権者(1)欄に誤って親権者(2)「奨学春子」が署名・押印してしまいました。どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q3) 連帯保証人・保証人の押印が不鮮明になったり、朱肉がにじんで文字がつぶれたりしてしまいました。またその印を押印直した印が重なってしまいました。どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q4) 保証人の欄に誤って別人(機構一男)が署名してしまいました。印字されている本来の保証人とは姓が同じです。どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q5) 「申込書」提出時に勤務先の電話番号を誤って記入してしまいました。どのように訂正すればよいでしょうか。

Q1の訂正方法

- ・返還誓約書に印字されている訂正する部分を二重線で消し、正しい氏名を記入してください。
 - ・改氏名後(訂正後)の氏名で署名してください。
 - ・「改氏名届」を本機構に提出してください。
- ※改氏名・フリガナ訂正は、届出金融機関で振込口座の改氏名・訂正の手続きも必要になり、同時に行わない場合は氏名不一致で振込みができない場合がありますので注意が必要です。

返 還 誓 約 書

【第一種海外大学院】

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

印紙税法
第5条に
より印紙
は必要あ
りません

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたいが返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、

第一種奨学金(無利息)であり、人的保証並びに機関保証を受けます。家計支持者として個人番号を提出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

令和 XX 年 4 月 1 日

借金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生番号	6XX-06-XXXXXX	CD	7	001	採用種別	予約
在学学校	日本学生支援大学					
住所	〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1					
奨学生本人	電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666		
	氏名	(奨学 太郎)		フリガナ ショウガク タロウ		
	署名	奨学 太郎				
		平成 XX 年 11 月 11 日生 性別 男				

返 還 誓 約 書

【第一種海外大学院】

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

印紙税法
第5条に
より印紙
は必要あ
りません

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたいが返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、

第二種奨学金(利息付)であり、人的保証並びに機関保証を受けます。家計支持者として個人番号を提出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

令和 XX 年 4 月 1 日

借金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生番号	6XX-06-XXXXXX	CD	7	001	採用種別	予約
在学学校	日本学生支援大学					
住所	〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1					
奨学生本人	電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666		
	氏名	(市谷 太郎) 奨学 太郎		フリガナ シヤガキ タロウ ショウガク タロウ		
	署名	奨学 太郎				
		平成 XX 年 11 月 11 日生 性別 男				

【提出用】

連帯保証人	住所 〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 080-0000-0000	氏名 (奨学 一郎) 署名 奨学 一郎 続柄 父 勤務先 (株) 奨学機構	昭和XX年 2月 2日生	一奨郎学 愛印 ③ 春奨子字
保証人	住所 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29	電話番号 03-0000-1111	携帯電話番号 090-9999-9999	氏名 (機構 明子) 署名 機構 明子 続柄 おば 勤務先 (有) 機構商店 機構明子	昭和XX年 4月 4日生	実印 明機子構
本人以外の連絡先	住所 〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 080-0000-0000	氏名 (奨学 一郎) 署名 奨学 一郎 続柄 父 勤務先	昭和XX年 2月 2日生	印不要 ***
***	住所 〒 -	電話番号 *****	携帯電話番号 *****	氏名 ***** 署名 ***** 続柄 *****	**年 **月 **日生	***

添付書類

1. 奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」(コピー不可)
2. 連帯保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)
3. 連帯保証人の「収入に関する証明書」(コピー不可) (例: 源泉徴収票, 市区町村発行の所得証明書等)
4. 保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)
5. 保証依頼書(兼保証委託契約書)

「返還誓約書記載事項訂正届」(所定の用紙)は必ず返還誓約書と一緒に提出してください。

選任していた人物によって返還誓約書を提出することが困難になった場合は、提出期限までに直ちに本機構へ申し出てください。

Q2の訂正方法

[著名の訂正]

- ・二重線で消し、訂正・変更後の人物が押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印してください。
- ・署名可能な欄内に再度署名してください。
- ①の箇所に署名が困難でしたら②③の順で署名可能な箇所に再度署名してください。

[押印の訂正]

- ・誤って署名した人物の印を二重線で消し、その直近で、かつ、当該者欄内に訂正・変更した人物の印を押印してください。
- ※印字の連帯保証人、保証人を別の人物に変更する場合も同様に訂正してください。ただし、返還誓約書記載事項訂正届(所定の用紙)の提出が必要です。

Q3の訂正方法

- ・いずれも二重線で消し、その直近で、かつ、当該者欄内に押印してください。

Q4の訂正方法

- ・姓が同じでも署名の訂正はすべて訂正してください。
- ・以下の例は誤った訂正例です。具体的には署名が名前の部分しか訂正されていません。また、訂正後の人物が訂正印を押すべきところ、訂正前の人物が訂正印を押しています。さらに、訂正印が訂正後の人物の署名に重なっています。

【誤った訂正例】



Q5の訂正方法

[印字の訂正]

- ・返還誓約書に印字されている訂正部分を二重線で消し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、正しい情報を記入してください。正しい情報を登録するため、「返還誓約書記載事項訂正届」(所定の用紙)にも必要事項を記入し、返還誓約書に添付してください。
- ※署名の修正印、実印の印は、必ず独立して押印が必要です。また、変更後の人物の署名に訂正印が重なっているもの、実印欄において変更後の人物の印に変更前の人物の印が重なっているものは不可です。

2-6. 返還誓約書に添付する書類

返還誓約書に添付しなければならない書類は次表のとおりです。なお、書類はマイナンバーの記載がないものを添付してください。

○返還誓約書に添付しなければならない書類

添付書類
1. 市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」（コピー不可、マイナンバーの記載のないもの）
2. 「保証依頼書（兼保証委託契約書）（機構・協会用）」（コピー不可）
3. 市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」（コピー不可）
4. 連帯保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可、マイナンバーの記載のないもの、1年間の収入がわかるもの）
5. 市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」（コピー不可）



ポイント

- ①返還誓約書に印字された誓約日から遡って、住民票は6か月以内、印鑑登録証明書は3か月以内に発行されたものを提出してください（上記の期間より前に発行されたものは無効となります）。
- ②連帯保証人の「収入に関する証明書類」は、次のいずれかを添付してください（コピー可）。

○収入に関する証明書類（※提出時において最新の証明書類）

収入の状態・状況	証明書類	発行所
給与所得または給与所得以外	所得証明書	市区町村の役場
給与所得（給料・賃金・役員報酬等）	源泉徴収票	勤務先
給与所得以外（自営業等）	確定申告書（控） ※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済みであることが確認できるものを添付する必要があります。	税務署
確定申告書（控）の提出ができない場合	納税証明書（その2）	税務署
年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）	年金振込通知書または年金額改定通知書	日本年金機構等
前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書	勤務先
生活保護受給者	保護決定（変更）通知	福祉事務所
上記の書類が提出できない場合	課税証明書 非課税証明書	市区町村の役場

- ③連帯保証人や保証人が海外赴任などで、一時的に国外居住となり、「印鑑登録証明書」や「収入に関する証明書類」を取得できない場合は、本機構へ申し出てください。
- ④連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合は、上記書類の他に「返還保証書」（様式は本資料31ページ参照。コピーして使用可）と資産等に関する証明書類（本資料20ページ参照）を提出してください。
- ⑤保証人に65歳以上の人を選んだ場合は、上記書類の他に「保証人の選任に係る事情書」（様式は本資料34ページ参照。コピーして使用可）を提出してください。
- ⑥海外転出の手續済で「住民票」が提出できない場合は、国内最終住所地の市区町村役場で発行される「住民票の除票」（コピー不可、マイナンバーの記載のないもの）を提出してください。

●保証依頼書（兼保証委託契約書）の記入方法

(機構・協会用) [第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)
第二種奨学金(海外)]

保証依頼書(兼保証委託契約書)

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長 殿

申込日 令和 XX 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の貸与を申し込むにあたり、機構に対するインターネットによる奨学金申込の入力内容又は奨学金申込書の記載内容並びに確認書の記載内容により申込みをする奨学金の貸与（返還）について保証することを裏面記載の保証委託約款に同意し、以下の【確認事項】を確認したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に委託します。

【確認事項】

- ・奨学金は、私本人が自分の意思と責任により申込みを行い、毎月の貸与額は、真に必要な額を選択している。
- ・奨学金は責任を持って返還する必要がある（保証料を支払うことで返還が免除されることはない）。
- ・奨学金の返還が困難な場合、救済制度（減額返還、返還期限猶予）がある。
- ・奨学金の返還を一定期間延滞した場合、私の代わりに協会が機構に対し返済するが（これを代位弁済という）、その後私は協会に対しその分を返済しなければならない。
- ・代位弁済が行われるとその情報が個人信用情報機関に登録され、延滞情報が登録された時と比べクレジットカードや住宅ローン等の利用に、より厳しい制約を受けることがある。

本人(自署)	入学学校名		学部・研究科	学科・専攻
	日本語表記	イーピーシー	短期大学・大学 大学院(修士・博士課程)	英語学
	英語表記	ABC University		英語学
	国・地域名	アメリカ		
	奨学生番号	XXXXXXXXXX		
	フリガナ	ショウガク メイコ		
本人氏名	奨学太郎	生年月日	(平成・昭和) XX年XX月XX日	
住民票の住所	〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7		電話(自宅・携帯)	080(0000)0000

私は、返還誓約書の連帯保証人として、機構に対して保証債務を履行したときであっても協会に対し求償しません。

返還誓約書の連帯保証人(自署)	氏名	奨学一郎	生年月日	(平成・昭和) XX年XX月XX日
	住所	〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7		
		電話(自宅・携帯)	03(0000)0000	

※返還誓約書で選任した連帯保証人が自署して下さい。

私は、返還誓約書の保証人として、機構に対して保証債務を履行したときであっても協会に対し求償しません。

返還誓約書の保証人(自署)	氏名	機構 明子	生年月日	(平成・昭和) XX年XX月XX日
	住所	〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29		
		電話(自宅・携帯)	090(0000)0000	

※返還誓約書で選任した保証人が自署して下さい。

(注) この保証依頼書については、返還誓約書と同時に機構に提出してください。

本書にご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）が行う保証業務及び独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う奨学金貸与業務(返還業務を含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が協会に提供されます。

(学校使用欄)

学校番号	区分

(機構・協会用) (20XX.04)

(解説)

①返還誓約書の借用金額欄右上に印字されている日付(誓約日)をあなた(奨学生本人)が記入してください。

②あなた(奨学生本人)の記入・署名は1箇所です。住所は住民票(または除票)に記載された住所を記入してください。

③連帯保証人・保証人、それぞれの記入・署名が必要です。住所は印鑑登録証明書に印字されている住所を記入してください。

●保証依頼書（兼保証委託契約書）記入上の注意

- (1) 黒または青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- (2) あなた(奨学生本人)及び連帯保証人・保証人欄は、必ず各自が必要事項を記入・署名してください。
- (3) 記入を誤った場合は、該当部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。
- (4) 修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- (5) 奨学生番号は必ず記入してください。
- (6) 住所欄は住民票住所を記入してください。本人欄に海外住所・海外電話番号・携帯電話番号を記入しないよう注意してください。住所欄に「同上」と記入することは認められません。正しく記入してください。
- (7) その他、記入例及び欄外(注)を参照のうえ、正しく記入してください。
- (8) 記入・署名後、「機構・協会用」を提出してください。

奨学生本人も含め代筆不可

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合に、提出する必要があります。 **このページをコピーして使用してください。**
 (当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

返 還 保 証 書

年 月 日

(① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日。)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還（保証人は奨学生本人が返還すべき返還未済額の3分の1）を確実に保証します。

氏 名

(② 当該人物の署名(自署)押印、印は実印)



生年月日 年 月 日生

(③ 当該人物の生年月日を記入)

奨学生本人との関係

(④ 続柄を記入)

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
	— —	年 月 日生

(⑤ 奨学生本人の氏名を記入)

(⑥ 奨学生番号を記入)

(⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下のⅠ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入)		
区 分	金 額	認定基準 及び 証明書類 (すべてコピー可)
Ⅰ 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として扱います。 ・源泉徴収票(直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) ・年金振込通知書、年金額改定通知書(支払金額のわかるもの、直近のもの) 等 ※給与明細は不可。
		年間所得金額が220万円以上 ※給与所得もあるときは ・確定申告書(控) ※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。 ・所得証明書(直近のもの) 等
Ⅱ 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)(保証人は貸与予定総額(返還残額)の3分の1)以上 【預貯金額の証明書】 ・預貯金残高証明書 ・取引残高報告書(評価額のわかるもの) ※証明書は返還誓約書に印字された日付(返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日)の3か月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの) ・「登記事項証明書(全部事項証明書)」を併せて提出が必要。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合(共有名義の場合)が明記されている場合は提出不要。 ※証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照 ※登記事項証明書(全部事項証明書)は法務局で取得 ※詳細は、裏面「資産(不動産・預貯金)の証明書に関する注意事項」を参照
Ⅲ ⅠとⅡを組み合わせる場合	万円 ※1万円未満は切り捨て	Ⅰの金額 + (Ⅱの金額 ÷ 16) ≧ (給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書類

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(こちらは表面) 裏面に証明書に関する注意事項があります

証明書に関する注意事項

(裏面)

区分Ⅰ 収入(給与・年金)、所得の証明書に関する注意事項

区分Ⅰ 上段、「給与所得者の場合」の証明書

- ・給与明細は不可です。
- ・「給与所得」の証明には、直近の「源泉徴収票」や「所得証明書（自治体で取得可）」を添付してください。（コピー可）
- ・給与収入（年金）額が320万円未満の場合は、併せてⅡの証明書類が必要です。
- ・「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済みであることが確認できるものを添付してください。

区分Ⅱ 資産(預貯金・不動産)の証明書に関する注意事項

「預貯金や不動産などの資産を有している場合」の証明書

- ・通帳のコピーは不可です。
- ・預貯金を資産とする場合は、金融機関が発行する「預貯金残高証明書」、「取引残高証明書」（評価額のわかるもの）を添付してください。（コピー可）

・『固定資産評価証明書』に、「この証明は、不動産登記法による所有権を証明するものではありません。」といった内容の注意書がある場合⇒誰が資産の所有者を確認するため、『登記事項証明書（全部事項証明書）』を併せて提出する必要があります。

・『固定資産評価証明書』で共有名義であることの記載があり（例：他1名、共有者あり等）、当該人物（返還保証者を提出する者）の持分割合がわからない場合は、『登記事項証明書（全部事項証明書）』を併せて提出する必要があります。

・提出された証明書で、「資産の評価額と所有(所有者・持分割合＝誰が資産をどれだけ所有しているか)」が明確である必要があります。用意した証明書のみではこれらがわからない場合、代わりの証明書や、追加の証明書の提出が必要となります。

- ・資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当者の資産額が確認できるもので算出した金額を記載してください。

(例) 該当者の持分割合が3分の2（以下、2/3とする）の場合

価格（評価額）：300万円

持分割合：2/3

計算方法：300万円 × (2/3) = 200万円（該当者の持分価格）

・インターネットを利用して登記事項証明書を取得する場合、証明書として使えるのは「オンライン登記事項証明書請求」で交付された原本です。

・インターネットを利用して登記事項を確認するサービスには「オンライン登記事項証明書請求」と「登記情報提供サービス」の2つがありますが、証明力のある登記事項証明書は「オンライン登記事項証明書請求」によるもののみです。「登記情報提供サービス」の登記情報は、ご自身で内容を確認する用途で使用できますが証明書にはなりません。ご注意ください。

その他

- ・返還誓約書提出後の人物変更の場合は、以下をご参照ください。

ホームページ 「連帯保証人等の変更」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kaigai/kaigai_1shu_gakui.html



●返還保証書の記入例

当該人物（保証人もしくは連帯保証人）がすべての項目を記入してください。

返還誓約日に印字された日付を記入してください。

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合に、提出する必要があります。

(当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

当該人物（保証人もしくは連帯保証人）が自署、実印を押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係」が返還誓約書と一致するように記入してください。

返 還 保 証 書

令和 **XX** 年 **4** 月 **1** 日

(①返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日。)

私は、1.の「奨学生本人が」借用する、2.の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用(返還)金額・返還回数・割賦金等(貸与中はすべて予定)を確認のうえ、4.の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還(保証人は奨学生本人が返還すべき返還未済額の3分の1)を確実に保証します。

氏名	奨学 五郎	実印 
(② 当該人物の署名(自署)押印, 印は実印)		
生年月日	昭和XX 年 4 月 25 日生	奨学生本人との関係 知人
(③ 当該人物の生年月日を記入)		(④ 続柄を記入)

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
奨学 太郎	6XX-06-XXXXXX	平成XX 年 11 月 11 日生
(⑤ 奨学生本人の氏名を記入)	(⑥ 奨学生番号を記入)	(⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下のI)

区分	金額
I 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	350 万円 ※1万円未満は切り捨て
I 給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て
II 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て
III IとIIを組み合わせる場合	万円 ※1万円未満は切り捨て

提出可能・不可の証明書類例
(すべてコピー可、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)

- I
- 所得証明書
 - 源泉徴収票
 - 年金振込通知書、年金額改定通知書
 - 年収見込証明書
 - 確定申告書(控)
- ※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済みであることが確認できるものを添付。
- △特別徴収税額決定通知書(通知書全体を切断せずにA4サイズに縮小コピーし、内容を確認できる状態にしたものであれば可)
- ×給与明細
- II
- 預貯金残高証明書(預貯金額)
 - 取引残高報告書(有価証券残高)
 - 固定資産評価証明書(土地・不動産評価額)
 - 「登記事項証明書(全部事項証明書)」(固定資産評価証明書に併せて提出が必要。法務局にて取得。但し、固定資産評価証明書に所有者と持分割合(共有名義の場合)が明記されている場合は提出不要)
- x 通帳のコピー

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内において情報が提供されます。

「奨学生本人」の氏名、「奨学生番号」、「生年月日」が返還誓約書と一致するように記入してください。

I～IIIのいずれかの基準を満たすことを証明書類で確認のうえ、金額を記入してください。基準を満たすことを示す証明書類を返還保証書に添付してください。

このページをコピーして使用してください。

保証人の選任に係る事情書

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）が定める条件の保証人（奨学生本人の4親等以内の親族で、かつ65歳未満の者）をやむを得ない事情により、選任することができません。

この度、保証人として65歳以上の者を選任するにあたり、下記①～③について承諾しましたので、私の署名及び連帯保証人の署名・押印のうえ、本紙を提出します。

記

- ① 現在、機構が保証人の選任として、定める条件である奨学生本人の4親等以内の親族で、かつ65歳未満の保証人の選任ができませんが、私と連帯保証人で責任を持って返還していきます。
- ② 今後、適任者を選任できる状態になった場合は保証人を選任し直す手続きを速やかに行います。
- ③ 保証人の変更の事由が生じた場合は必ず他の適任者を選任します。

日付： _____ 年 _____ 月 _____ 日

(奨学生番号： _____)

奨学生本人署名 _____

連帯保証人署名 _____

実印



3. マイナンバーの提出(奨学生として採用されたとき)

3-1. 奨学生として採用された時にマイナンバーの提出が必要な人

大学院で奨学生として採用された人は、奨学生として採用された時に「マイナンバー提出書」のセットが配付されますので、あなたのマイナンバーを提出してください。

※事情により申込時にマイナンバーを提出していない人で、返還方式として「所得連動返還方式」(本資料9ページ参照)を選択した人についても、採用時に「マイナンバー提出書」のセットが配付されますので、提出してください。

※上記に該当する場合でも、過去に採用となった奨学金においてマイナンバーを既に提出している場合は、提出は不要のため、「マイナンバー提出書」のセットは配付されません。

3-2. マイナンバーの提出方法、提出時期

機構から「マイナンバー提出書」のセットが配付されますので、同封されている説明資料をよく確認のうえ「マイナンバー提出書」にマイナンバー等を記入し、各自で添付書類を用意してください。(3-3. 参照)

専用の「提出用封筒」(提出先の住所が印刷されています。)に「マイナンバー提出書」と添付書類を入れて、郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください。

提出期限 「マイナンバー提出書」を受領後、1か月以内

※郵送料(簡易書留)は、ご本人負担でお願いします。

※「返還誓約書」を同封しないように注意してください。

3-3. 提出する書類

1	「マイナンバー提出書」(機構から配付されます。)	
2	添付書類(各自で用意します。)	
	●マイナンバーカードを《持っている人》	「マイナンバーカード」の表面と裏面の <u>コピー</u>
	●マイナンバーカードを《持っていない人》	①番号確認書類(以下のいずれか1点が必要です) ・「マイナンバー記載の住民票写し」の <u>コピー</u> または <u>原本</u> (提出日を基準として発行日が6か月以内のもの) ・「通知カード」の <u>コピー</u> (記載の住所・氏名等に変更があった場合は使用できません。)
	・右の①と②の書類を提出してください。 ・有効期限内であることを確認してください。	②身元確認書類 お持ちの公的身分証明書によっては、2点用意する必要がありますので「マイナンバー提出書」と一緒に配付される説明資料を必ず確認してください。 (1点で手続き可能な資料の例) 運転免許証、パスポート、住基カード(表面)、学生証(写真あり) 在留カード(表面)、特別永住者証明書(表面)等の<u>コピー</u>

※「マイナンバー提出書」の記入方法や、用意する添付書類について不明な点がある場合は、説明資料に記載のマイナンバー提出の専用コールセンターにお問い合わせください。

※「提出用封筒」を紛失した場合は、マイナンバー提出の専用コールセンターに連絡して、「提出用封筒」を取り寄せてください。



4. 奨学金の振込み

- 奨学金は、あなた名義の口座に原則、毎月11日に振り込まれます。
ただし、4月は21日、5月は16日に振り込まれます。
- 振込日が金融機関の休業日（土曜、日曜、祝日）にあたる場合は、その前営業日に振り込まれます。
- 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び入学時特別増額貸与奨学金は、人的保証に加えて、機関保証制度への加入が必須なため、貸与月額から保証料を差し引いた金額が振り込まれます。

○奨学金振込予定表

4月分	4月21日	8月分	8月11日	12月分	12月11日
5月分	5月16日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月11日	2月分	2月11日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月11日

※振込日が土日祝日の場合は、その前営業日に振り込まれます。

※毎月の振込日は本機構ホームページより確認できます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/furikomi_bi.html



ポイント

貸与終了となる年度の3月分は、2月分と合わせて2月に振り込まれます。

4-1. 奨学金の振込み

本機構や金融機関からの通知はありません。毎月の振込みが確実に行われているか、通帳に記帳して必ず確認してください。

もし不明な点が生じたときは、すぐに機構にお問い合わせください。



ポイント

- 採用時の初回振込み等で、複数月分がまとめて振り込まれることがあります。
- 給付奨学金と併せて利用することにより第一種奨学金が併給調整されている場合、調整後の貸与月額で第一種奨学金を振り込みます。



4-2. 振込口座の変更

(1) 変更方法

機構のホームページから「奨学金振込口座変更届」（所定の用紙）をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、機構に提出してください。

※金融機関の都合（金融機関や支店の合併・廃止等）による口座変更の場合は、原則として金融機関からの連絡によって本機構が変更手続きを行います（金融機関によっては、振込口座の確認をする場合があります）。

(2) 取扱い金融機関

ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合（一部を除く）の本支店で、かつあなた（奨学生本人）名義の普通預金口座または通常貯金口座に限ります。なお、奨学金の振込口座として利用できない金融機関、口座がありますので注意してください。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、PayPay銀行、セブン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行等）
口座	あなた名義の普通預金（通常貯金）口座	あなた以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

4-3. 機関保証料

(1) 保証料の支払方法

機関保証制度を選択した場合、奨学金の貸与月額から保証料が差し引かれます。保証料は、本機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。

なお、初回振込時など、奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で、奨学生証に記載されている保証料月額の整数倍にならないことがあります。

また、月額変更や貸与期間変更を反映した月より、変更後の貸与額や期間に対応した保証料が適用されます。

(2) 保証料月額の確認方法

保証料月額は、奨学生証の下段に記載されています（本資料16ページ⑥参照）。

目安となる「機関保証制度の保証料（目安）」は貸与奨学生のしおり97ページを参照してください。



5. 奨学金の貸与月額の変更等

- 借り過ぎに注意し、ご自身の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮して月額を選択してください。
- ホームページに掲載されている奨学金の貸与額及び返還額等の試算ができる「奨学金貸与・返還シミュレーション」（貸与奨学生のしおり88ページ参照）を活用してください。

5-1. 奨学金の貸与月額の変更

(1) 奨学金の貸与月額

区 分		月 額 (円)	
大 学 院	修士課程相当	88,000	50,000
	博士課程相当	122,000	80,000

(2) 第一種奨学金の月額変更（増額・減額）

月額を変更する場合は、本機構のホームページから「貸与月額変更願」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、本機構に提出してください。

ホーム>奨学金>在学中の手続き>海外留学のための貸与奨学金に関する在学中・留学中の手続き>第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）在学中の手続き

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kaigai/kaigai_1shu_gakui.html

ただし、短期間に増額や減額を繰り返すことや、一時的な理由による変更は認められません。学生生活上継続して必要とする場合に限りしますので、計画的に貸与を受けるようにしてください。



(3) 貸与月額変更時の留意点

貸与月額を変更するには、返還誓約書の審査が完了している必要があります。

貸与月額を増額する場合は、「希望する増額始期」には機構への提出月以降を記入してください。連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です。

減額の場合は「年度内の本人の希望する月」まで遡っての変更が可能です。減額を伴う月額変更の始期が最終振込月より遡る場合には、すでに振込超過となっているため、月額変更を処理した月に振込超過分と新月額とを相殺して振り込みます。従って精算額によっては、振込みのない月が生じる場合があります。また、翌年度以降まで振込超過となるような減額は認められません。

○ 「貸与月額変更願」の最終提出期限

該当者	最終提出期限
3月で貸与終了となる者	貸与終了年度の1月10日
その他の者	貸与終了月の前月10日
年度の最終提出期限	2月10日



(4) 保証料

貸与月額が増減により、保証料が変更となります（貸与奨学生のしおり97ページ参照）。

5-2. 併用貸与

第一種奨学金と第二種奨学金両方の貸与を受けることを「併用貸与」といいます。併用貸与を希望する場合は本機構へ相談してください。ただし、家計基準は第一種奨学金よりさらに低い金額となります。なお、併用貸与を受けた場合は、貸与総額及び毎月の返還額が多額となりますので、将来の返還のことも十分に考慮して選択してください。



ポイント

- 併用貸与を希望する人については、将来返還する際の負担を考慮して、適切な貸与月額を選択するようにしてください。

5-3. 他の団体や自治体等の奨学金との重複

本機構は、原則として他の団体や自治体等の奨学金との重複を禁止していませんが、他の団体では本機構の奨学金との重複を禁じている場合もあります（重複の可否についてはその団体に確認してください）。そのような場合には、あなたがどちらの奨学金を受けるか判断してください。



6. 貸与中の異動（休学、退学、早期卒業、転学等の身分の異動、振込条件の変更）

- 異動とは、奨学生の身分・情報等に何らかの変動があったことをいいます。
- 異動の主なものには、休学による休止、退学、早期卒業（修了）による辞退、転学、国内連絡者の住所変更等があります。事由毎に所定の用紙がありますので、機構ホームページからダウンロードして必要事項を記入のうえ、本機構へ提出してください。
- 海外に留学しているあなた（奨学生本人）から本機構への届け出となりますので、異動が生じる場合は、2か月程度の余裕をもって手続きするようにしてください。
- 休学、退学、早期卒業（修了）等が発生した月以降に振り込まれた奨学金は、返金しなければなりません。振込超過が発生しないように、異動が判明したら、電話で早急に本機構へ連絡し、振り込みの中断（保留）を依頼してください。

6. 貸与中の異動（身分の変動、振込条件の変更）目次

項番		ページ (本資料)
6-1	改氏名、住所変更、連帯保証人、保証人、国内連絡者の変更	41
6-2	休止（休学する時）	42
6-3	奨学金交付の復活	43
6-4	退学、辞退（海外留学支援制度（大学院学位取得型）の給付を辞退するとき、早期卒業（修了）するとき等）	43
6-5	休学、退学、早期卒業（修了）等の後に振り込まれた奨学金の返金手続き	44
6-6	転学科するときの手続き	45
6-7	転学するときの手続き	45
6-8	貸与終期訂正の手続き（海外留学支援制度（大学院学位取得型）の給付期間に変更が生じたとき）	46

※異動に関する願・届（様式）は本機構ホームページに掲載しています。

ホーム>奨学金>在学中の手続き>海外留学のための貸与奨学金に関する在学中・留学中の手続き>第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）在学中の手続き

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kaigai/kaigai_1shu_gakui.html





6-1. 改氏名、住所変更、連帯保証人、保証人、国内連絡者の変更

(1) 改氏名(改姓、改名)

氏名変更があった場合は、「【海外】改氏名・奨学金振込口座変更届」を本機構へ提出してください。なお、改名した場合は、公的証明書が必要となります。

併せて、奨学金を受け取っているあなたの口座の名義変更も必要です。届出がない場合は、奨学金の振込みができなくなります。

(2) 住所変更

本人(住民票住所)、連帯保証人(住民票住所)、保証人(住民票住所)、本人以外の連絡先の住所が変更された場合は、至急「【海外】住所変更届」を提出してください。「【海外】住所変更届」により転居の届け出を行わないと、奨学金の貸与に必要な書類が届かないなど不利益が生じることがありますので注意してください。

※勤務先のみの変更の場合は、貸与終了後に手続きを行ってください。

(3) 連帯保証人・保証人の変更

返還誓約書提出時に、「申込書」で届け出た連帯保証人及び保証人を変更する場合は、返還誓約書等の書類を訂正することで変更できます。

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、次の書類を本機構へ提出してください。

【提出書類】

- ① 「【海外】連帯保証人・保証人等変更届」(当該者の自署が必要)
- ② 「返還誓約書の連帯保証人・保証人の同意書」(当該者の自署が必要)
- ③ 新連帯保証人・新保証人の「印鑑登録証明書」
- ④ 新連帯保証人の収入に関する証明書類(コピー可)

※変更予定の新連帯保証人・新保証人が本資料18~20ページの選任条件を満たしていることを確認してください。必要に応じて「返還誓約書」及び資産等に関する証明書類も併せて提出してください。

(4) 国内連絡者の変更

国内連絡者は、原則として連帯保証人と同一人物を選任しますが、連帯保証人を含め家族全員が海外在住となり国内連絡先住所に郵便が届かないような場合は、国内連絡者を変更する必要があります。

「【海外】連帯保証人・保証人変更届」の本人欄及び国内連絡者欄を記入し、提出してください。

6-2. 休止（休学するとき、同一学種の他の学校へ転学するとき等）

(1) 休止

- ①休学（1か月以上の長期欠席を含む）する場合は、奨学金の交付を止めなければなりません。これを「休止」といいます。休学する場合は、休学する月の前月10日までに、休止の「【海外】異動願(届)」等、下記の書類を本機構へ提出してください。なお、あなたの都合（休業等の事実はないが、今月のみ貸与は不要等）による奨学金の中断はできません。
- ②復学した場合は、次ページで説明する「復活」の手続きをすることにより、奨学金の交付が再開されることがあります。

【提出書類】

- ①「【海外】異動願(届)」(休止)
- ②休学前の最終在籍年月が記載された学校発行の証明書（在籍証明書、成績証明書、履修証明書等。マイページから取得したものも可）（日本語訳添付）
- ③休学する学期の授業開始・終了月、最終試験月が記載されているアカデミックカレンダー（大学ホームページ等より取得、日本語訳添付）



ポイント

- 修業年限中に休学する場合は、必ず休学前に連絡し、振込みを中止しなければなりません。
- 手続きが遅れ、休学後に振り込まれた奨学金は、本機構の指示に従い、速やかに本機構に返金しなければなりません。休学する月の前月10日までに手続きが間に合わない場合は、必ず機構へ連絡して翌月からの振込みを止めるよう依頼してください。

(2) 長期にわたる休止

- ①休止が2年以内に終わった場合は、次ページで説明する「復活」の手続きをすることにより、奨学金の交付が再開されることがあります。
- ②休止が2年を超える場合は、奨学生の資格を失います。休止と停止が連続して2年を超える場合も同様です。その場合は、「【海外】異動願(届)」の「辞退」欄に記入し、本機構に提出してください（本資料43ページ参照）。また、「辞退」の手続き完了後に機構から送付される「返還のてびき」等の案内に従って、奨学金を返還するための振替用口座（リレー口座）への加入手続きを行ってください。

※原則として、同一学種（大学院（修士課程→修士課程、博士課程→博士課程））の他の学校に転学する場合、休止は従前の学校の最終在籍年月から1年以内となります。

(3) 単位認定のないインターンシップのみを受講する場合の取扱い

奨学金の貸与は継続できませんので「休止」または「辞退」の手続きを行う必要があります。本機構に連絡し、手続きの方法について相談してください。



6-3. 奨学金交付の復活

「休止」が2年以内に終わり、学校に復学後、「【海外】異動願(届)」により願出があったときは、審査のうえ奨学金の交付を再開することがあります。これを復活といいます。

復活を願い出る際は、下記の書類を復学日から3か月以内に本機構へ提出してください。

【提出書類】

- ① 「【海外】異動願(届)」(復活)
- ② 在籍証明書(日本語訳添付)
 - ・発行日が復学日以降のもの
 - ・復学日と卒業予定年月の記載があるもの
- ③ アカデミックカレンダー(日本語訳添付)

6-4. 退学、辞退(海外留学支援制度(大学院学位取得型)の支援を辞退するとき、早期卒業(修了)するとき等)

(1) 退学

在学中にあなたの都合や授業料未納などによって学籍を失うことを「退学」といいます。退学する場合は、退学する月の前月10日までに、下記の書類を本機構へ提出してください。

【提出書類】

- ① 「【海外】異動願(届)」(退学)
- ② 退学前の最終在籍年月が記載された学校発行の証明書(日本語訳添付)

(在籍証明書、成績証明書、履修証明書等。マイページから取得したのもの可)
- ③ 退学する学期の授業開始・終了月、最終試験月が記載されているアカデミックカレンダー

(大学ホームページ等より取得、日本語訳添付)



ポイント

- 手続きが遅れ、最終在籍日より後に振り込まれた奨学金は、本機構の指示に従い、速やかに本機構に返金しなければなりません。退学する月の前月10日までに手続きが間に合わない場合は、必ず機構へ連絡して翌月からの振込みを止めるよう依頼してください。
- 「【海外】異動願(届)」等の提出が遅れると、奨学金の返還が延滞する原因となります。

(2) 辞退

海外留学支援制度の支援を辞退したとき、卒業(修了)が当初の予定より早まったとき、在学中に奨学金を必要としなくなったときは、「辞退」の手続きが必要です。

辞退する場合は、辞退する月(早期卒業(修了)する月)の前月10日までに下記の書類を本機構へ提出してください。

【提出書類】

- ① 「【海外】異動願(届)」(辞退)
- ② 最終在籍年月が記載された学校発行の証明書(日本語訳添付)

(在籍証明書、成績証明書、履修証明書等。マイページから取得したのもの可)
- ③ 辞退する学期の授業開始・終了月、最終試験月が記載されているアカデミックカレンダー

(大学ホームページ等より取得、日本語訳添付)



ポイント

- 手続きが遅れ、最終在籍日より後に振り込まれた奨学金は、本機構の指示に従い、速やかに本機構に返金しなければなりません。辞退する月(早期卒業(修了)する月)の前月10日までに手続きが間に合わない場合は、必ず機構へ連絡して翌月からの振込みを止めるよう依頼してください。
- 「【海外】異動願(届)」等の提出が遅れると、奨学金の返還が延滞する原因となります。

(3) 退学・辞退（貸与終了）後の手続き

退学・辞退した場合、いずれも奨学生としての資格はなくなります。本機構より「貸与奨学金返還確認票」が発行されますので、内容を確認し、住所等に変更がある場合には、本機構ホームページに掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」を提出してください。また、指定された期限までに振替用口座（リレー口座）の加入手続きを行ってください。

(4) 退学・辞退（貸与終了）した場合の返還時期

貸与終了月の7か月後の27日から返還が開始されます。退学・辞退後も引き続き海外の大学院等に在学し、返還の先送りを希望する場合は、返還期限猶予の手続きをとることができます。本機構ホームページに掲載している「奨学金返還期限猶予願」及び在籍校発行の「在学証明書コピー（日本語訳添付）」（入学前に申請する場合は「入学許可書コピー（日本語訳添付）」）、ビザのコピー等の必要書類を提出することにより、審査のうえ、卒業まで返還が猶予される場合があります。



ポイント

●入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金）については、返還期限が猶予されている期間は、利子は付きません。在学していても、返還期限猶予の手続きをしない場合は、返還が開始されます。

6-5. 休学、退学、早期卒業（修了）等の後に振り込まれた奨学金の返金手続き

(1) 返金の手続きについて

休学や退学、早期卒業（修了）等の異動がある場合は、原則として異動する月の前月10日までに手続きが必要ですが、やむを得ず期限を過ぎる場合は、振込みを止めるため、直ちに本機構に連絡してください。本機構が振込みを止める手続き（振込保留）をします。

休学や退学、早期卒業等の後に奨学金が振り込まれた場合は、本機構の指示に従い、速やかに本機構へ返金しなければなりませんので、十分ご注意ください。

(2) 返金方法について

返金する必要が生じた場合は、奨学金の返金用の「奨学金返戻用振込用紙」（所定の用紙）を送付しますので、記載された返金額を確認のうえ、金融機関の窓口へ提出して本機構への振込手続きを行ってください。振込先金融機関を正しく指定している場合、振込手数料は無料です（「奨学金返戻用振込用紙」裏面参照）。

なお、インターネットバンキングやATMからの振込みは本人確認ができない場合があることに加え、金融機関所定の振込手数料がかかるため、行わないでください。

返金額は、貸与額から保証料を差し引いた実際に振り込まれた額です。1円単位となりますので注意してください。



6-6. 転学科するときの手続き

転学科とは、在籍する学校において他の学科・研究科に移ることをいいます。

海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支援対象として転学科後も引き続き給付が認められる場合には、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）も継続して貸与ができます。転学科後、速やかに（3か月以内に）下記の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 「【海外】転学部・転学科奨学金継続願」
- ② 在籍証明書(日本語訳添付)
 - ・発行日が転学科した日以降のもの
 - ・卒業予定年月、転学科後の学科・研究科名、転学科の時期(〇〇年〇月、〇〇年〇学期)、転学科後の学科・研究科で取得する学位(修士号又は博士号)の記載があるもの
- ③ アカデミックカレンダー(日本語訳添付)



ポイント

- 転学科により卒業予定期が延長となり、貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名、各自の実印を使用しての押印並びに「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

6-7. 転学するときの手続き

同一学種（大学院（修士課程→修士課程、博士課程→博士課程））の他の大学院に転学する場合は、従前の在籍校の最終在籍年月をもって、奨学金を「休止」する必要があります。

同一学種の大学院への転学にあたり従前の在籍校を退学する際は、「【海外】異動願（休止）」等の書類を退学する月の前月10日までに本機構へ提出してください。

海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支援対象として転学後も引き続き給付が認められる場合には、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）も継続して貸与ができます。

同一学種の他の大学院に転学した日から3か月以内に「【海外】転学奨学金継続願」等の書類を提出する必要があります。転学後3か月以内に願出がない場合、奨学金の継続貸与は認められず、従前の在籍校を退学した月で貸与が終了しますので、ご注意ください。



ポイント

- 従前の在籍校を退学後、転学先の大学院での貸与の可否について審査が完了するまで奨学金の振込が止まります。転学奨学金継続が承認された後に、奨学金の振込が再開されます。
- 転学により卒業予定期が延長となり、貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名、各自の実印を使用しての押印並びに「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

【提出書類】

●従前の学校の退学月の前月10日までに提出する書類

- ①「【海外】異動願(届)」(休止)
- ②最終在籍年月が記載された学校発行の証明書(日本語訳添付)
(在籍証明書、成績証明書、履修証明書等。マイページから取得したのも可)
- ③アカデミックカレンダー(日本語訳添付)

●転学日から3か月以内に提出する書類

- ①「【海外】転学奨学金継続願」
- ②従前の学校の最終在籍年月が記載された学校(従前の在籍校)発行の証明書
- ③在籍証明書(日本語訳添付)
 - ・転学後の在籍校が発行し、発行日が転学日以降のもの
 - ・入学年月日、卒業予定年月、取得する学位(修士号または博士号)、学部・学科・専攻(コース)名が記載されているもの
- ④単位移行証明書
- ⑤アカデミックカレンダー(日本語訳添付)

6-8. 貸与終期訂正の手続き(海外留学支援制度(大学院学位取得型)の支援期間に変更が生じた時)

貸与終期は、海外留学支援制度(大学院学位取得型)の支援終了年月です。支援期間に変更が生じたときは、速やかに下記の書類を本機構へ提出してください。

【提出書類】

- ①「第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)貸与終期訂正願(延長)または(短縮)」
- ②海外留学支援制度の支給期間が延長されたことが確認できる書類
- ③アカデミックカレンダー(日本語訳添付)
- ④連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書(貸与終期訂正(延長)の場合)



7. 貸与額通知書（年に1度の借用金額等の確認）

- 「貸与額通知書」（次ページ参照）は、毎年11月下旬を目処に国内連絡者宛てに送付します。
- 「貸与額通知書」には、前年度の「貸与額通知書」でお知らせした期間の次の振込日（新規に採用された場合は貸与開始時期）から直近の振込日までの奨学金貸与額の明細が記載されています。
- 必ず内容を確認し、内容に不明な点がある場合は、本機構へ申し出てください。

毎年1回、この1年間の借用状況等について「貸与額通知書」を交付しています。

「貸与額通知書」をもとに、順調に奨学金の貸与を受けているのか、貸与予定総額はいくらか、今の月額が適切か、また、今後も奨学金が必要かなどを確認し、将来の返還について、あなたの計画や見通しを改めて考える機会としてください。

なお、「貸与額通知書」は必ず連帯保証人及び保証人にも確認してもらってください。また、あなたが未成年の場合は、必ず、親権者（父母等）または未成年後見人にも確認してもらってください。

確認後は、機構が定める期限までに「奨学金継続願」を提出していただくことになります（本資料49～50ページ参照）。

貸与額通知書

(参考)

20XX年11月12日

貸与額通知書(第一種)

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を下記のとおり貸与しています。確認してください。なお、本通知書の内容を連帯保証人・保証人・親権者(後見人)にお知らせください。

氏名 育英 花子
奨学生番号 6XX 06999999
学籍(学生証)番号 20XX KGL 0000
学校名 大学院修士(海外)

独立行政法人
日本学生支援機構

記

1. 現在の貸与額 704,000円
2. 貸与の始期~貸与の終期(予定) 20XX年4月~20XX年3月
3. 現在の貸与月額 88,000円
4. 貸与の始期から終期までの貸与額(予定) 2,112,000円
5. 振込明細(前回までにお知らせした振込額を除いています。)

振込日	振込額	備考
20XX年 5月16日	176,000円	
20XX年 6月11日	88,000円	
20XX年 7月11日	88,000円	
20XX年 8月10日	88,000円	
20XX年 9月11日	88,000円	
20XX年10月11日	88,000円	
20XX年11月11日	88,000円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

次回振込予定額 20XX年12月11日 88,000円

本通知書は 20XX年11月11日 振込後で作成してあります。

(注) 振込額には保証料が含まれています。

※本ページの「貸与額通知書」は、「貸与奨学生のしおり」作成時点のものです。ご了承ください。



8. 奨学金継続願（年1回）

- 奨学生は、翌年度4月以降も奨学金の継続を希望するかどうかを、毎年1回、本機構に届け出なくてはなりません。この手続きが「奨学金継続願」の提出です。
- 「奨学金継続願」提出時には、直近1年間のあなたの収支状況を報告していただきます（次ページ参照）。
- 「奨学金継続願」を提出後、本機構は奨学生として適格か否か等を確認し、継続の可否を判断します。その結果によっては、翌年度の奨学金が継続できない場合もあります（本資料51～52ページ参照）。

8-1. 「奨学金継続願」の提出

(1) 「奨学金継続願」の提出方法

「奨学金継続願」は郵送又はインターネットにて本機構へ提出します。「奨学金継続願」や手続きに関する説明、記入例等は、11月下旬を目途に国内連絡者を通じて対象者に郵送するとともに、本機構のホームページに掲載します。

ホーム>奨学金>在学中の手続き>海外留学のための貸与奨学金に関する在学中・留学中の手続き>海外貸与奨学金の適格認定

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kaigai/tekikakunintei.html>



(2) 「奨学金継続願」の提出期限

提出期限は翌年1月下旬を目途に本機構が定めます。定められた期限までに提出してください。

(3) 本機構への提出書類

- ①「奨学金継続願」
- ②在籍証明書（日本語訳添付）
 - ・発行日が11月1日以降のもの
- ③成績証明書（日本語訳添付）
 - ・直近1年間分の成績
- ④アカデミックカレンダー（日本語訳添付）

8-2. 奨学金の継続を希望しない場合

奨学金の継続を希望しない場合には、「奨学金継続願」を提出せず、直ちに本機構に「辞退」の「【海外】異動願（届）」を提出してください。（本資料43ページ参照）

辞退後は、速やかに貸与終了後の手続き（本資料55ページ参照）を行ってください。なお、引き続き海外の大学院に在学し、返還期限猶予の手続きを希望する場合は、所定の手続きが必要です（貸与奨学生のしおり80ページ参照）。

8-3. 「奨学金継続願」を提出しない場合

本機構が定めた期限までに「奨学金継続願」を提出しない場合は、「廃止」となり奨学生の資格を失います。速やかに貸与終了後の手続き（本資料55ページ参照）を行ってください。なお、引き続き海外の大学院に在学し、返還期限猶予の手続きを希望する場合は、所定の手続きが必要です（貸与奨学生のしおり80ページ参照）。

8-4. 経済状況の報告

貸与を受けている奨学金の月額が適切か判断する目安とするため、「奨学金継続願」の提出時に直近1年間の収支状況等を報告していただきます。

将来の返還を意識して貸与月額を選択するようにしてください。また、奨学金を含め毎月の収支についてよく認識したうえで学生生活を送ってください。

（参考）2024年度の適格認定では、直近1年間の収支状況について、次の内容を報告していただきました。これを参考に、日頃から自分の収支を記録する習慣を身に付けるようにしてください。なお、報告する内容については追加等が生じることがあります。

大学院	
あなたの1年間の<収入>	あなたの1年間の<支出>
①家庭からの給付（父母等からの仕送りや家庭が支払った授業料・家賃等）	①学費（授業料等）
②日本学生支援機構の奨学金	②修学費（図書費・通学費等）
③日本学生支援機構以外の奨学金	③家賃（共益費等を含む）
④アルバイト収入	④食費（外食費用を含む）
⑤配偶者の定職収入（定職のある配偶者がいる場合に記入）	⑤光熱水料通信費（携帯電話・インターネット等の通信費を含む）
⑥その他（貯蓄等を取り崩した額や臨時収入等）	⑥その他
	⑦機関保証制度の保証料



9. 適格認定（奨学生としての適格性の確認）

- 本機構は、あなたの学修状況や生活状況から、奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等を認定し、学業成績等に応じて奨学金継続に係る必要な措置をとります。この手続きを「適格認定」といいます。
- 「適格認定」の結果によっては、奨学金の貸与が廃止されたり、停止されたりすることがあります。

9-1. 適格認定による奨学金の継続

(1) 適格認定の実施時期

あなたが提出した「奨学金継続願」の内容と平素の学業成績等を総合的に審査し、本機構が適格基準に基づき奨学金継続の可否等を判断します。「適格認定」は、次ページに記載の「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。

従って、「奨学金継続願」を提出しても、翌年度も必ず継続して貸与されるとは限りません。

(2) 適格認定の3つの要素

適格認定は、次の3つの要素に基づき行なわれます。

①人物について

生活全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

②学業について

修業年限で確実に卒業（修了）できる見込みがあること。なお、卒業（修了）延期が1年以内で確定した人は原則「停止」、1年を超える人は原則「廃止」となります。

なお、「奨学金継続願」の提出時期によらず、卒業（修了）延期が判明した場合は、奨学金は原則として「停止」となります。

③経済状況について

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。

(3) 適格認定の区分

適格認定は、次の区分に応じて行われます。

- ①廃止……奨学金の交付を取り止めます（奨学生の資格を失います）。
- ②停止……1年以内で本機構が定める期間、奨学金の交付を停止します。ただし、停止の事由が継続している場合は、当該停止期間を経過後1年を限度として本機構が定める期間、停止を延長します。なお、「停止」からの復活については、後記9-2.を参照してください。
- ③警告……（ア）奨学金の交付を継続します。
（イ）学業成績が向上しない場合は、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止または奨学生の資格を失わせることがあることを警告し、指導します。
- ④継続……奨学金の交付を継続します。

(4) 「廃止」「停止」の処置を受けた場合

「廃止」「停止」の場合は、4月以降の奨学金は振り込まれません。

9-2. 適格認定で「停止」されている人の奨学金交付の復活

適格認定で奨学金の交付が停止されている人の奨学金の交付を再開する手続きは、以下の流れとなります。

(1) 停止期間満了時の本機構が定める期限までに、交付の再開を願い出る書類を提出してください。

- ①「奨学生学修状況届」
- ②「異動願（届）」（復活）
- ③卒業予定期が記載された「在籍証明書」
・停止期間満了月の1日以降に発行されたもの
- ④直近1年間分の「成績証明書」

(2) 本機構が交付を再開することが適当であると認定した場合、奨学金の交付を復活させることがあります。

(3) 奨学金の交付が停止されている事由（学業不振等）を解消することが必要です。



ポイント

- 奨学金の交付が停止された期間（休止された期間も含む）が2年を超える場合は、奨学生の資格を失います。

9-3. 適格認定で「停止」「警告」と認定された場合の「処置通知」等

「処置通知」「処置内容について」

「停止」「警告」のいずれかの処置となった場合は、学業成績向上に向けて、自らが受けた処置内容を自覚し、学業に精励することがこれまで以上に強く望まれます。本機構から国内連絡者を通じて配付される「処置通知」及び「処置内容について」の内容を理解したうえで、学業に精励してください。



11. 特に優れた業績による返還免除

- 本制度は、外国の大学院において第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受けた学生のうち、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた人として本機構が認定した場合に、貸与期間終了時に奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。
- 本制度への申請を希望する場合は、貸与が終了する年度に、機構のホームページを確認して、機構が指定する申請期間中に、申請に必要な書類をすべて揃えて申請してください。



ポイント

- この免除申請は希望者が行うものですが、海外の大学院における指導教員等の推薦が必要となります。

11-1. 「特に優れた業績による返還免除」制度

(1) 概要

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた人として本機構が認定した場合に、奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。

返還免除の認定は、機構において開催する海外留学支援制度（大学院学位取得型）実施委員会の審議に基づき、専攻分野に関する論文、その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより推薦者を決定します。

(2) 対象者

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与期間中に、特に優れた業績を挙げた人。

11-2. 返還免除の願出

(1) 申請期間

貸与が終了する年度に、機構のホームページで、機構が指定する申請期間を確認してください。申請期限を過ぎて願い出ることはいけません。

辞退・退学等の異動により貸与終了する場合は、「異動願（届）」を提出のうえ、申請期間中に願い出てください。特に年度末間近の辞退・退学等の異動については、手続期限に十分注意してください。

(2) 願出方法

返還免除を希望する人は、機構のホームページを確認して願い出てください。申請書と併せて業績を証明する資料等の提出が必要となります。

(3) 貸与終了時の手続き

貸与が終了する時に、振替口座（リレー口座）への加入手続きを必ず行ってください。

11-3. 認定

(1) 本機構の認定

- ①返還免除者の認定は、学識経験のある委員により構成する業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て行います。
- ②全額免除、半額免除の認定は、推薦された奨学生に付された順位の上位1/3以内の人を全額免除とし、それ以外の人を半額免除とすることを基本とします。ただし、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定されない場合があります。

(2) 認定結果通知

業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定後、国内連絡先に通知します。

11-4. その他

(1) 年度途中で貸与が終了する人へ

当該年度の早い時期に辞退・退学等により貸与が終了する人については、免除の認定結果が出る前に返還期日が到来することがあります。返還免除を希望する人は、認定結果が確定するまでの間に返還が始まらないよう、速やかに「奨学金返還期限猶予願」（貸与終了時に配付される「返還のてびき（ダイジェスト版）」参照）を提出してください。提出により貸与が終了した月の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予（返還の先送り）します。

(2) 半額免除の認定を受けた場合

半額免除の認定を受けた人は、借入金額から免除額を差し引いた金額で返還が開始されます。

(3) 機関保証制度における保証料について

機関保証制度の加入者が全額免除となった場合は、返還完了となり、保証料が一部返戻されます。半額免除の場合は、残額の返還を完了した後に、保証料が一部返戻されます。なお、原則、保証料の振込先は、振替用口座（リレー口座）となります。

（注）保証料の返戻は、公益財団法人日本国際教育支援協会が行っております。

※詳細は本機構のホームページよりご確認ください。

【特に優れた業績による返還免除の手続き】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/index.html>



【第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）奨学生に対する特に優れた業績による返還免除制度】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/kaigai.html>





12. 貸与終了時の手続き

- 本機構から「貸与奨学金返還確認票」を送付します。
- 「貸与奨学金返還確認票」の印字内容を確認してください。
- 奨学生全員が振替用口座（リレー口座）の加入手続きを行う必要があります。

12-1. 貸与奨学金返還確認票

(1) 内容の確認

貸与終了時に交付される貸与奨学金返還確認票（以下、「返還確認票」といいます）には奨学金の借入金額等、返還に係る情報が印字されています。連帯保証人及び保証人に、必ず確認してもらってください。

(2) 内容の変更・人物の変更

「返還確認票」の印字内容に変更や追加がある場合や、連帯保証人または保証人、本人以外の連絡先（国内連絡者）の人物を変更する場合は、すぐに本機構に届け出てください。

12-2. 振替用口座（リレー口座）

(1) 振替用口座について

奨学金の返還は、口座振替（引落し）により行います。

奨学生が卒業（修了）後に返還するお金が後輩の貸与奨学金として直ちに利用されていくことから、本機構では返還に使用する口座を「リレー口座」と呼んでいます。

(2) 振替用口座への加入手続

スカラネット・パーソナルまたは金融機関窓口で振替用口座（リレー口座）の加入手続きをしてください。



ポイント

- 奨学金の振込口座と同じ口座で返還する場合でも、必ず加入手続きが必要です。

第一種返還確認票(見本)

<奨学金の種類>

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

・貸与種別 第一種：無利子 ・海外大学院 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
 [両方の保証制度] 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

<借用金額>

一つの奨学生番号で借用した金額（元金）の合計です。
 月額の変更をした場合も反映されています。

【第一種海外大学院】

貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを
 誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯
 保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。

内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です（裏面参照）。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

令和 XX 年 9 月 1 日

借用金額

¥ 1 2 0 0 0 0 0

奨学生 本人	奨学生番号	6XX - 06 - 000000	CD 7
	住所 〒162-8431	東京都新宿区市谷本村町10-7	
	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 090-0000-0000	
	フリガナ ショウガク マナブ 氏名	奨学 まなぶ	
		平成 XX 年 10 月 10 日生 性別 男	

貸与の状況

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
20XX年 10月～ 20XX年 9月	24月	50000円	1200000円
年 月～ 年 月	月 月	円	円
年 月～ 年 月	月 月	円	円
年 月～ 年 月	月 月	円	円

在学学校 大学院（海外） 採用種別 予約

返還の条件（目安） あなたが選択している割賦方法に*印が印字されていることを確認してください。

	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	144回	8333円	8333円	8381円
*1	月賦返還選択時の総支払い額				1200000円
併用返還	月賦分 毎月27日	144回	4166円	4166円	4262円
2	半年賦分 毎年1・7月の27日	24回	25000円	25000円	25000円
	併用返還選択時の総支払い額				1200000円

ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。
 この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の履修受給の取止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

<返還の条件（目安）>

あなたが選択した割賦方法による返還期日、
 返還回数、割賦金、総支払い額等を確認して
 ください。

<貸与の状況>

海外の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。
 貸与期間、月額等を確認してください。

<奨学生本人>

あなたの奨学生番号、住所（返還誓約書または住所変更届で届け出た住民登録住所）、電話番号、氏名、生年月日、性別などです。



- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た連帯保証人です。
 ②返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た保証人です。
 ③確認書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た国内連絡者です。

連帯保証人	住所 〒 400 - 0000 山梨県甲府市甲府1-2-3
	電話番号 050-000-1111 携帯電話番号 090-0000-9999
	フリガナ ショウガク イチロウ 続柄 父
	氏名 奨学 一郎 昭和 XX年 2月 2日生
勤務先	(株) 奨学機構
	電話番号 055-000-1111
保証人	住所 〒 530 - 0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目0000
	電話番号 06-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-9999
	フリガナ キコウ アキコ 続柄 おば
	氏名 機構 明子 昭和 XX年 4月 4日生
勤務先	(有) 機構商店
	電話番号 06-0000-9999
本人以外の連絡先	住所 〒 400 - 0000 山梨県甲府市甲府1-2-3
	電話番号 050-000-1111 携帯電話番号 090-0000-9999
	フリガナ ショウガク イチロウ 続柄 父
	氏名 奨学 一郎 昭和 XX年 2月 2日生

(返還開始に際してのお願い)

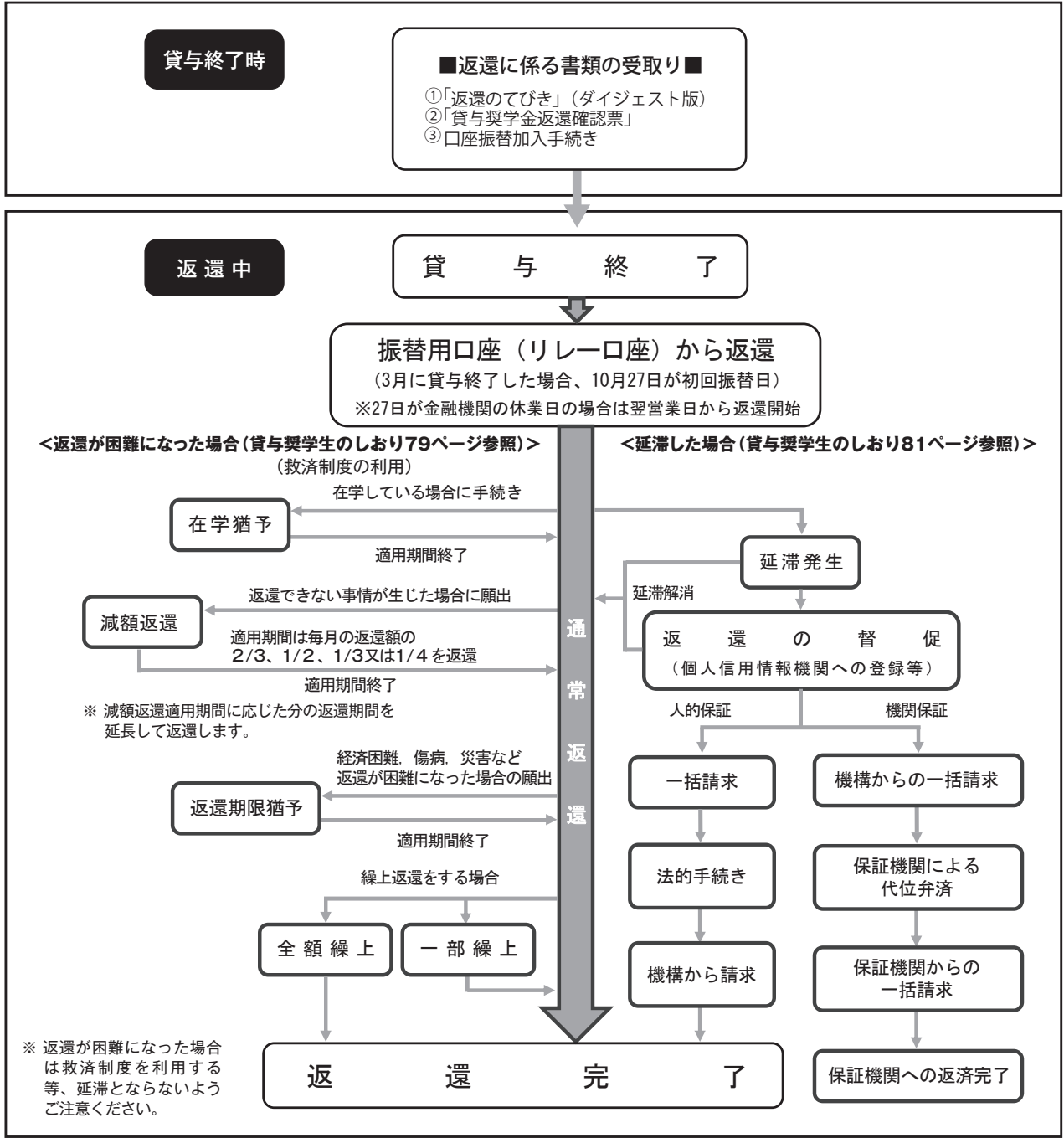
- 奨学金は貸与制です。返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
- 「スカラネット・パーソナル」又は「口座振替(リレー口座)加入申込書」で加入手続きをお願いします。



学校番号	XXXXXXX
区分	XX
学部学科	XXXX
学籍No	XXKGL9999

※本ページの「貸与奨学金返還確認票」(見本)は、「貸与奨学生のしおり」作成時点のものです。ご了承ください。

図解 2 < 貸与終了から返還完了まで >



※減額返還・返還期限猶予の最新の制度の内容は、本機構のホームページ等をご確認ください。



ポイント

- 貸与終了時には、振替用口座(リレー口座)の手続きが必要です(本資料55ページ参照)。
- 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります(貸与奨学生のしおり74ページ参照)。
- 返還が困難になった場合は、救済制度(貸与奨学生のしおり79~81ページ参照)がありますので、本機構にご相談ください。